

大 月 市
第 2 次
地 域 福 祉 計 画
(素案)

平 成 2 5 年 2 月
大 月 市

*** 目 次 ***

第1	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	4
5	計画の策定経過	4
第2	地域福祉を取り巻く大月市の現状	6
1	人口及び世帯の状況	6
2	子どもを取り巻く状況	11
3	高齢者を取り巻く状況	15
5	災害時要援護者登録の状況	22
6	地域を取り巻く状況	23
7	アンケート結果からみる大月市の地域福祉の現状	25
8	地域住民が考える地域福祉（住民福祉懇談会より）	42
9	地域福祉関係団体との意見交換会のとりまとめ	43
第3	計画の基本的な考え方	47
1	計画の基本理念	47
2	計画の基本目標	48
3	施策の体系	49
第4	施策の方向	50
1	ともにささえあう地域づくり	51
(1)	地域活動等への参加の促進	51
(2)	地域の福祉活動を担う人づくり	53
(3)	地域福祉を推進する見守り体制の充実	55
(4)	社会福祉の意識の向上（福祉教育の推進）	57
2	だれもが適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり	59
(1)	情報提供体制の充実	59
(2)	気軽に相談できる体制の充実	61
(3)	福祉施策・事業の推進	63
(4)	知識や技術の専門化に対応できる人材の育成	65
(5)	社会福祉協議会との連携の強化	66
(6)	ボランティア活動の育成・支援	67
(7)	福祉・保健・介護・医療の関係機関における連携の強化	69
3	すべての住民が安心・安全を実感できる地域環境づくり	70
(1)	福祉活動拠点の整備	70
(2)	ユニバーサルデザインのまちづくり	72
(3)	高齢者・障がいのある人等の交通手段の確保・充実	73
(4)	緊急時・災害時に備えた体制の整備（要援護者の支援）	75
第5	計画の推進にむけて	77
1	協働による計画の推進	77
2	計画の進行管理・評価	77

第1 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

今日の急速な少子高齢化、災害時要援護者¹への支援、子どもや高齢者等への虐待、一人暮らし高齢者の孤独死、特に地域における人間関係の希薄化や相互扶助機能の弱体化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、個別施策での対応では解決できない複雑な生活課題や地域課題が増加しています。

こうした状況の中、障がいの有無や性別、年齢などに関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまちづくりや、住民相互のつながりを強め、互いに思いやりをもって支え合うまちを築いていくことが今、強く求められています。

特に昨年発生いたしました東日本大震災後、地域の力、絆の大切さが改めて見直されております。

地域福祉計画は、こうしたまちづくりを進めるため、市民の主体的な参加のもとに、市民と行政の協働で地域の福祉を考え、次期の福祉ビジョンを明らかにするため策定されるものであり、自助、共助、公助があいまって、地域でお互いに支えあい、助けあう本市の仕組みづくりを目指すものです。

大月市地域福祉計画は、平成20年3月に「第1期計画」を策定しましたが、平成24年度をもって計画期間を満了することから、地域を取り巻く社会環境や生活課題の変化を踏まえつつ「第2期計画（5年間）」の策定を行なうこととします。

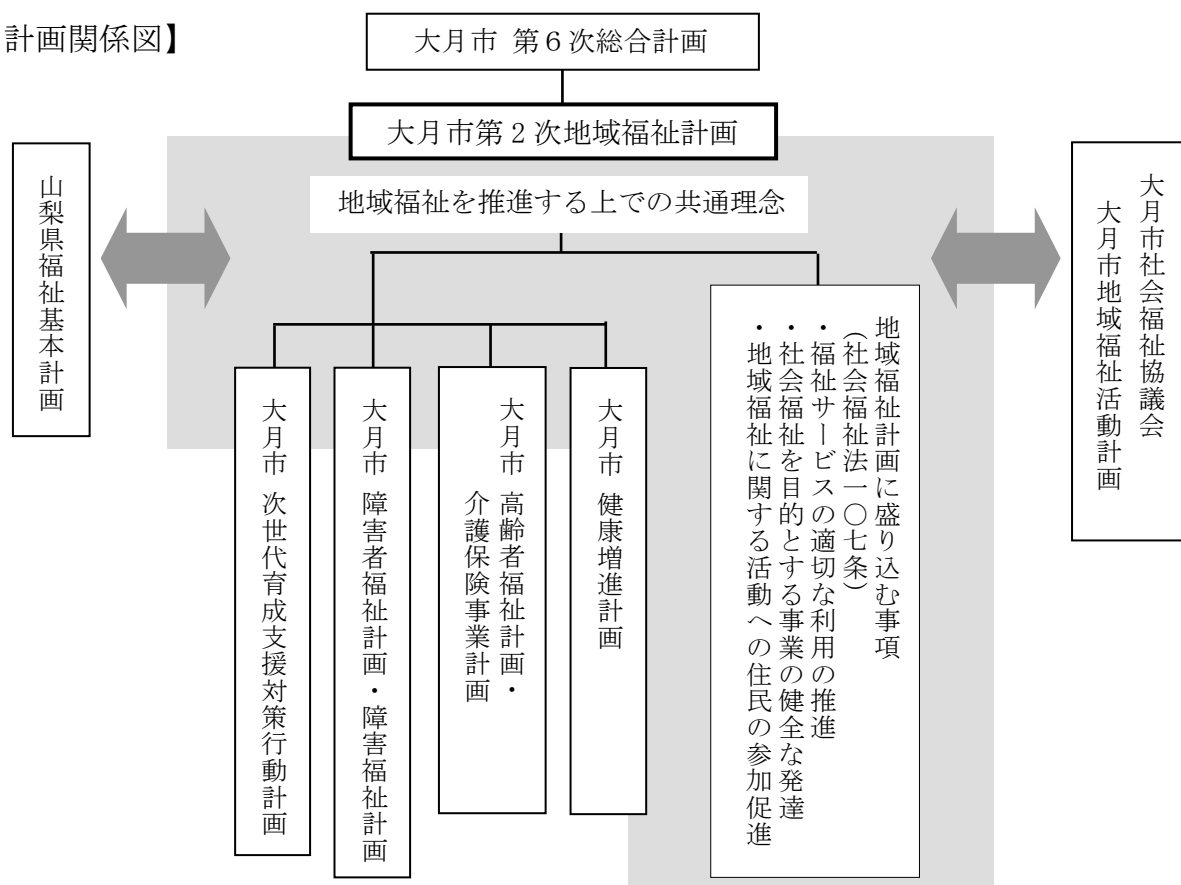
この計画は、本市の地域福祉を推進していくための新たな指針となるものです。

¹災害時要援護者：災害発生時に、援助する人がいなく、自力で避難することが困難な方。災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人（高齢者、障害のある人、乳幼児、妊婦等）のことをいう。

2 計画の位置づけ

本計画は、大月市第6次総合計画を上位計画とし、大月市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画、大月市第3次障害者福祉計画・第3期障害福祉計画、大月市地域子育て支援計画（次世代育成支援対策行動計画）、大月市第6次健康増進計画などの個別・分野別計画や対象者ごとの個別施策についての地域福祉の視点、地域福祉を推進する上での共通する理念・方針を明らかにし、その推進方向と具体的推進施策等を定めるものであり、総合計画と個別・分野別計画の中間に位置付けられる計画です。

【計画関係図】



【参考】地域福祉計画 関連条文 <社会福祉法から抜粋>

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

【大月市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関係】

社会福祉協議会²では、地域住民やボランティア³団体などの参加と協働による地域福祉活動計画を策定し、民間の立場から地域福祉の充実を進めています。

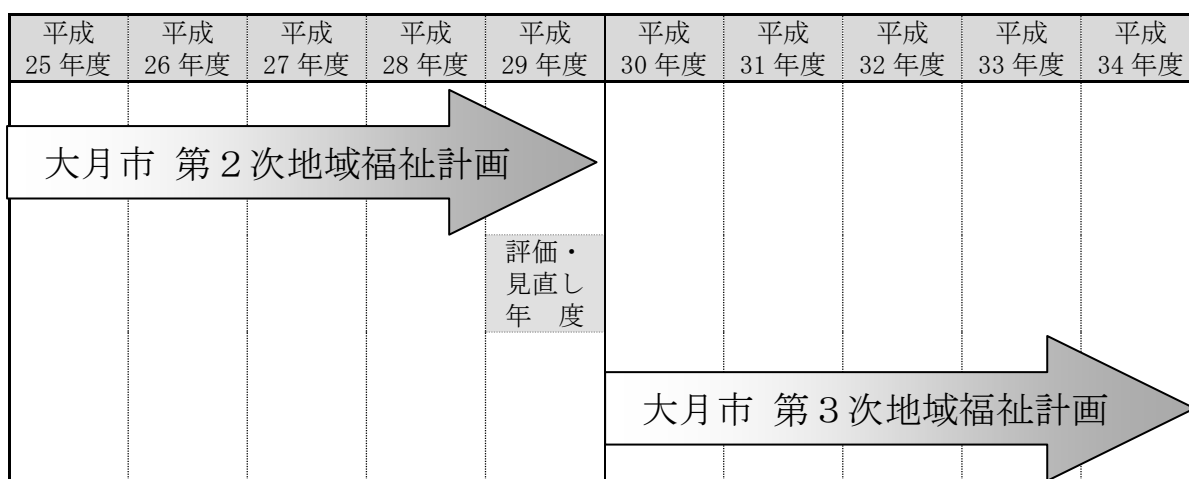
地域福祉計画と地域福祉活動計画は相互に重要な役割を果たすものであり、平成25年度からの第2期地域福祉活動計画との密接な連携を図ります。

【市民との関係】

市民（市内に住所を有し、通勤し又は通学する個人及び市内で事業活動その他の活動を行う個人又は法人その他の団体）により、それぞれの役割に応じた多様な地域活動が行われています。地域福祉計画は、市民が地域福祉の推進・充実を図る際の、指針として利活用されなければならないものと考えます。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とし、最終年度の平成29年度に本計画の評価及び次期計画の見直しを行います。なお、社会動向の変化や計画の進捗状況に対応して見直しを行うこととします。

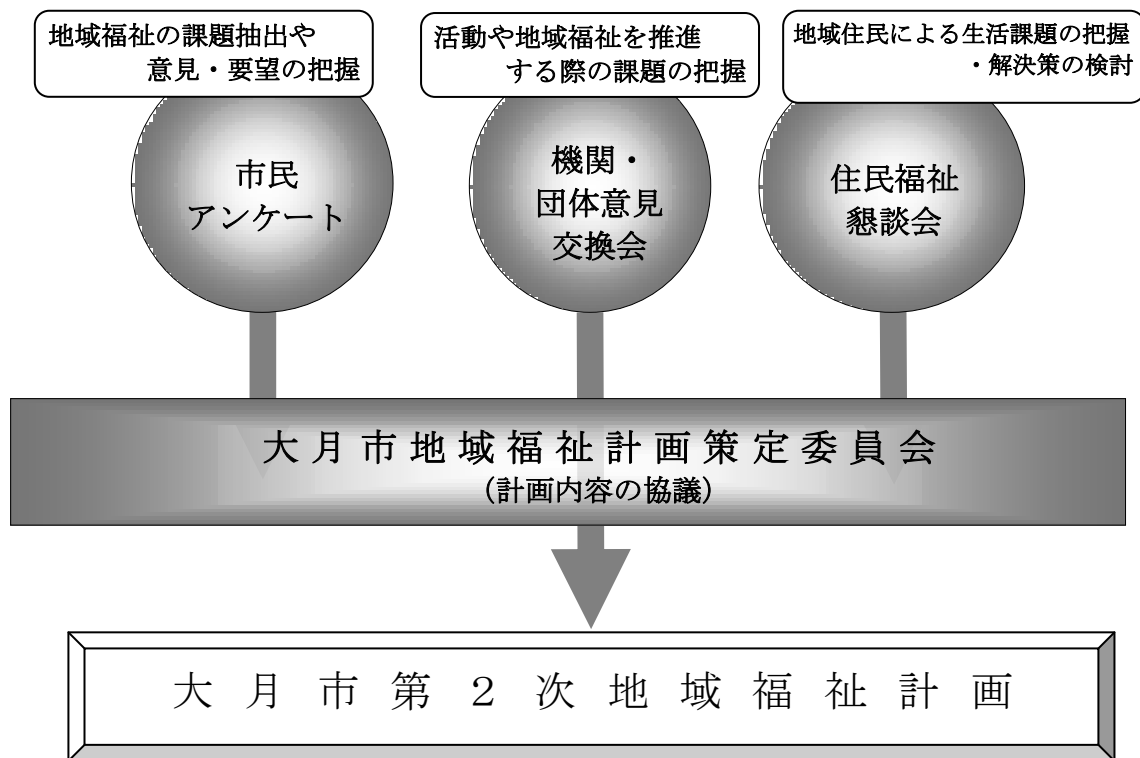


²社会福祉協議会：地域福祉の推進のために、全国、都道府県、市町村ごとに住民や地域の関係機関によって組織化された民間福祉団体。

³ ボランティア：直訳すると「志願者」の意味、報酬を目的とせずに労力、技術、時間を提供して地域社会に貢献する社会活動を行う組織や個人のこと。

4 計画の策定体制

市民参画による計画づくりを行うため、地域の主役である市民の意見や考えを基本にして、以下の枠組みの中で計画策定に取り組みました。



5 計画の策定経過

(1) 市民アンケート

市民に対して福祉への意識やボランティア活動状況、福祉サービス・地域づくりに関する意見等を把握しました。

【調査の時期、種類、方法等】

- ① ☐ 調査期間……平成24年8月10日～平成24年8月31日
- ② ☐ 調査方法……郵送配布 郵送回収
- ③ ☐ 対象者及び回収結果

対 象 者	対 象 者 数	有効回収数	有効回収率
20 歳以上の男女	2,000 件	877 件	44.4%

(2) 住民福祉懇談会

地域福祉の在り方や地域福祉の課題等に関する考えや意見をワークショップ⁴方式で地域住民同士の協議によって確認した。

なお、懇談会は地域福祉活動計画の策定主体である大月市社会福祉協議会の主催により、地区社協の単位で実施しました。各会場における住民意見等を直に確認することにより、本計画への反映を図りました。

実施日	対象地区	会場	参加人数
平成24年11月9日	笹子地区	笹子公民館	14名
平成24年11月10日	真木地区	真木公民館	33名
平成24年11月16日	富浜地区	富浜公民館	41名
平成24年11月16日	梁川地区	梁川公民館	42名
平成24年11月17日	大月地区	総合福祉センター	27名
平成24年11月17日	七保地区	七保公民館	38名
平成24年11月22日	猿橋地区	猿橋公民館	62名
平成24年11月25日	賑岡地区	総合福祉センター	57名
平成24年11月30日	初狩地区	初狩公民館	43名

(3) 地域福祉関係団体との意見交換会

地域において日常的に地域福祉の実践活動を行い、地域福祉の重要な担い手として、大きく期待させる団体に対して、活動状況や活動活性化の方策を確認することで、今後の大月市の地域福祉の方向性を確認するために意見交換会を実施しました。

実施日	機関・団体名称	会場	参加人数
平成24年12月5日	老人クラブ連合会	総合福祉センター	25名
平成24年12月13日	障がい者福祉の会	総合福祉センター	16名
平成24年12月14日	民生委員児童委員協議会	総合福祉センター	8名
平成24年12月18日	ボランティア協議会	総合福祉センター	10名

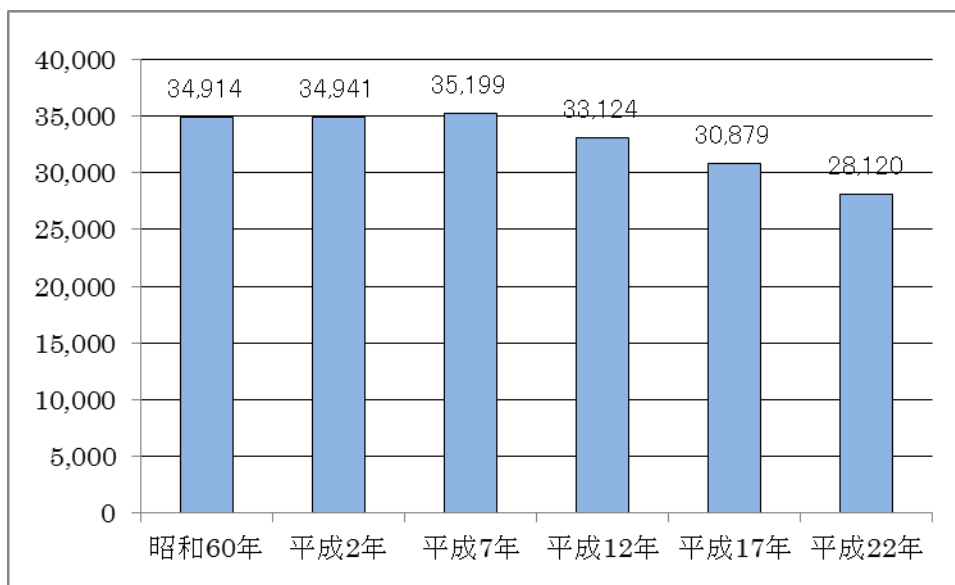
⁴ ワークショップ：講義や講演のような一方的な情報提供ではなく、住民が参加・体験することを通じて、政策立案やまちづくりに主体的に関わっていく仕組み。

第2 地域福祉を取り巻く大月市の現状

1 人口及び世帯の状況

総人口

国勢調査による本市の総人口の推移をみると、平成7年までは微増傾向でしたが、それ以降は減少に転じて、平成22年には28,120人となっています。25年前の昭和60年と比較すると、6,794人の減少となっています。

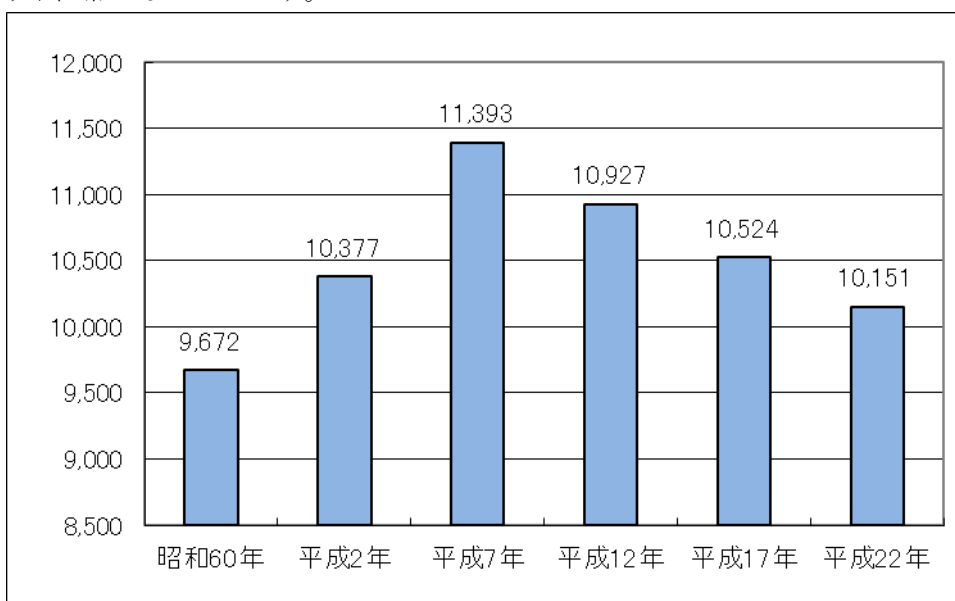


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

総世帯数

世帯状況をみると、平成7年までは増加していましたが、それ以降は減少に転じて、平成22年には10,151世帯となっています。

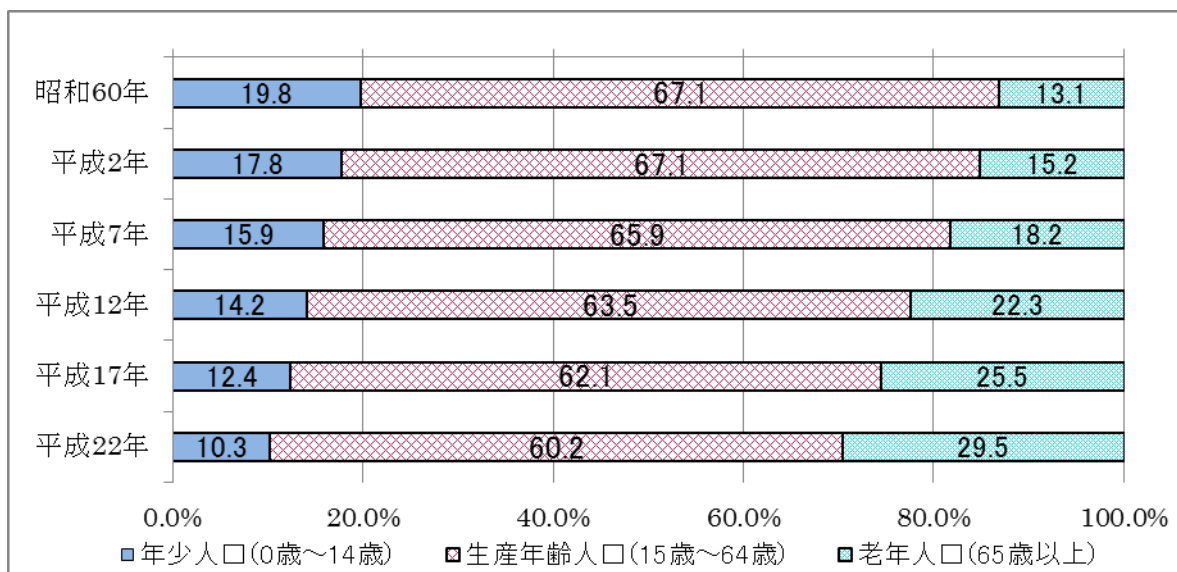
また、1世帯あたりの世帯員の数では、25年前の昭和60年が3.6人/世帯でしたが、平成22年には2.77人/世帯となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

年齢3区分別人口の推移

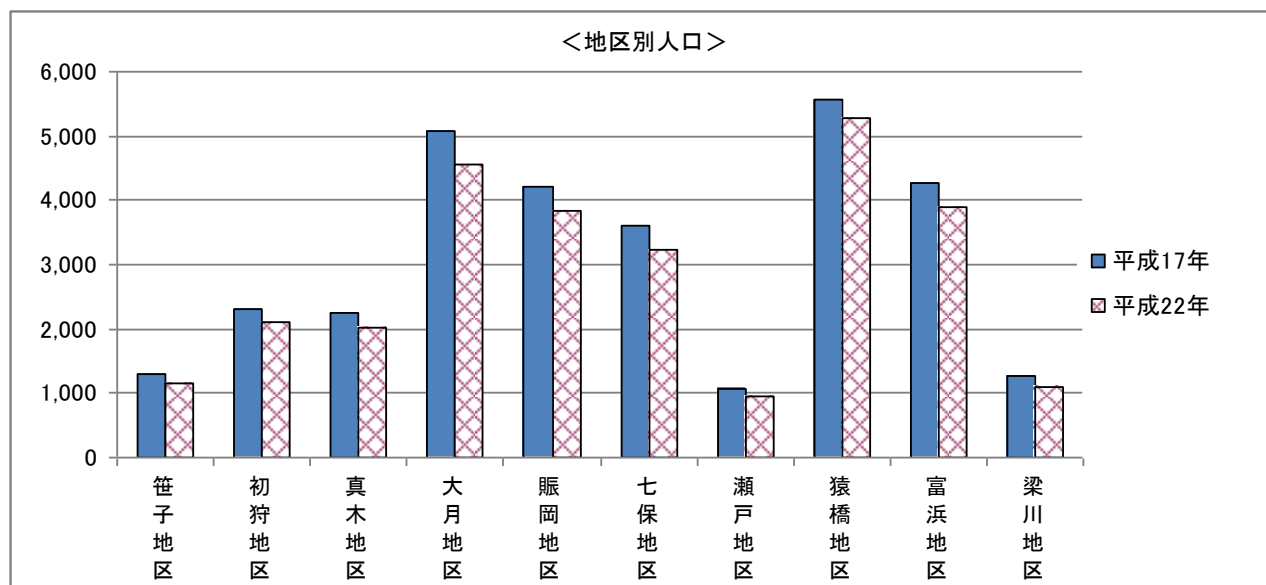
年齢3区分別人口比率の推移をみると、年少人口と生産年齢人口の割合は減少し続けています。一方、老年人口の割合は増加し続けており、平成7年には、年少人口の割合を上回り、平成22年では29.5%と、ほぼ3割に達する状況となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

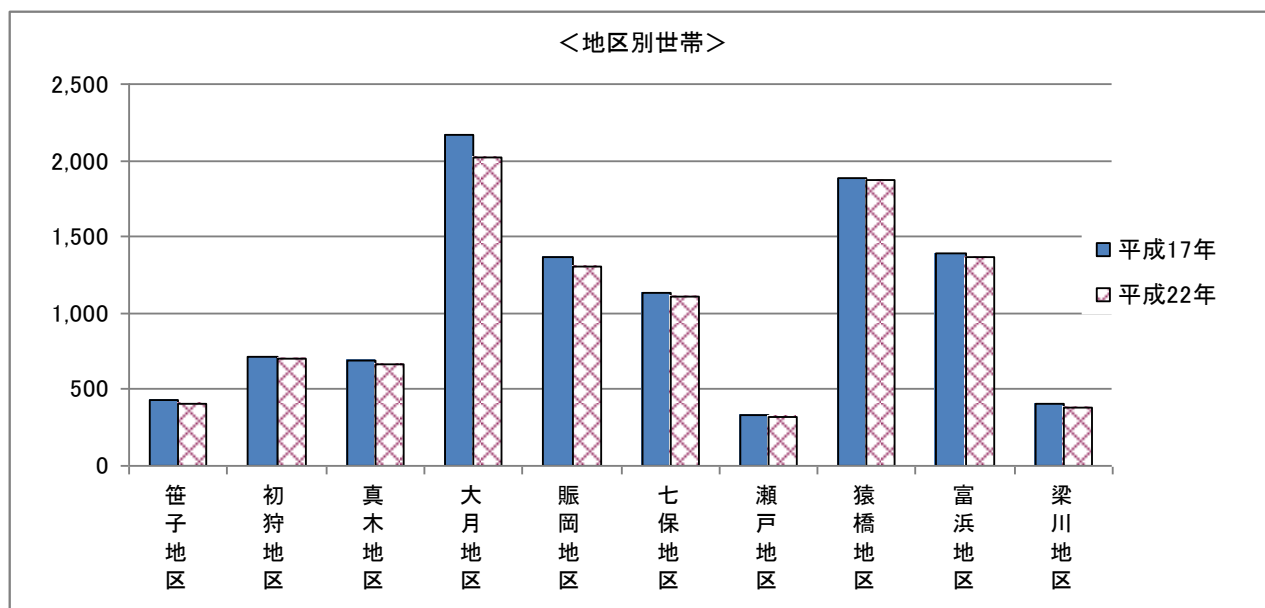
地区別人口・世帯数

地区別の人口をみると、「猿橋地区」が最も多く、5,285人です。一方、世帯数は「大月地区」が「猿橋地区」を上回り、2,022世帯で最も多くなっています。「大月地区」では、「猿橋地区」に比べて、核家族やひとり暮らし世帯などが多いことがうかがえます。地区別の人口・世帯数ともに減少傾向です。



	笹子	初狩	真木	大月	賑岡	七保	瀬戸	猿橋	富浜	梁川
平成17年	1,290	2,305	2,236	5,073	4,207	3,594	1,065	5,576	4,278	1,255
平成22年	1,140	2,106	2,025	4,560	3,836	3,227	951	5,285	3,904	1,086

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



	笹子	初狩	真木	大月	賑岡	七保	瀬戸	猿橋	富浜	梁川
平成 17 年	428	716	688	2,172	1,373	1,139	335	1,879	1,393	401
平成 22 年	409	697	665	2,022	1,304	1,105	320	1,878	1,369	382

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

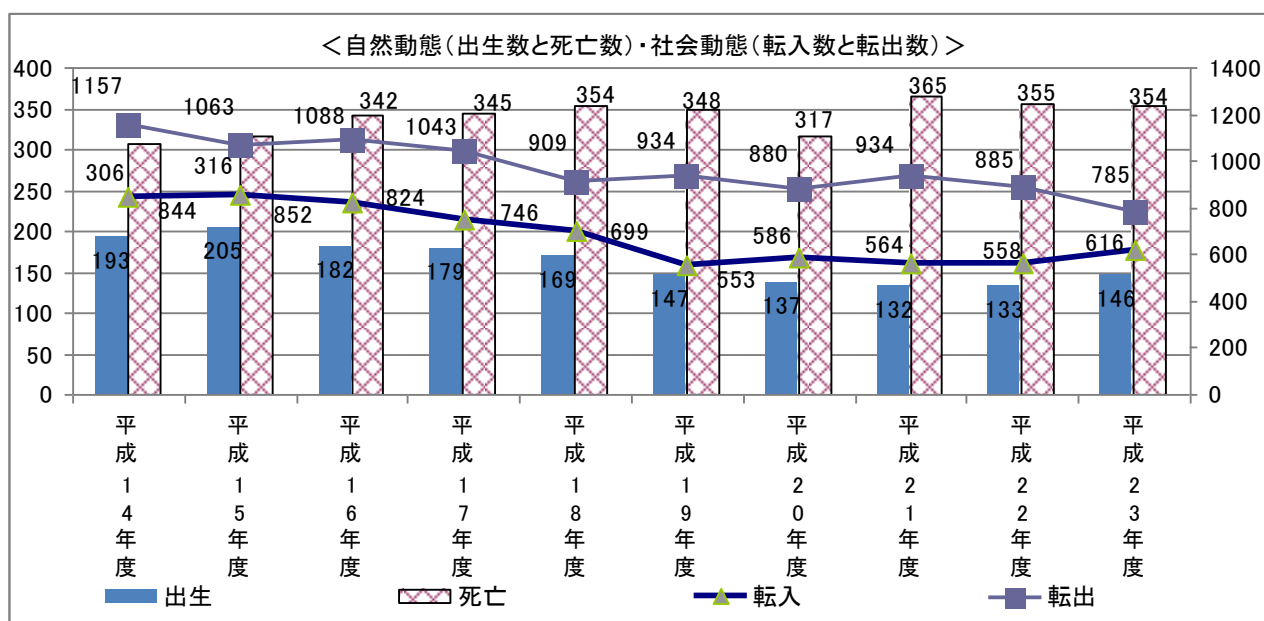
人口動態

近年の出生数をみると、平成 15 年度には 205 人と、200 人を超えています。その後、減少傾向にあります。一方、死亡数をみますと、300 人前半の数字から中ほど数字で推移しています。

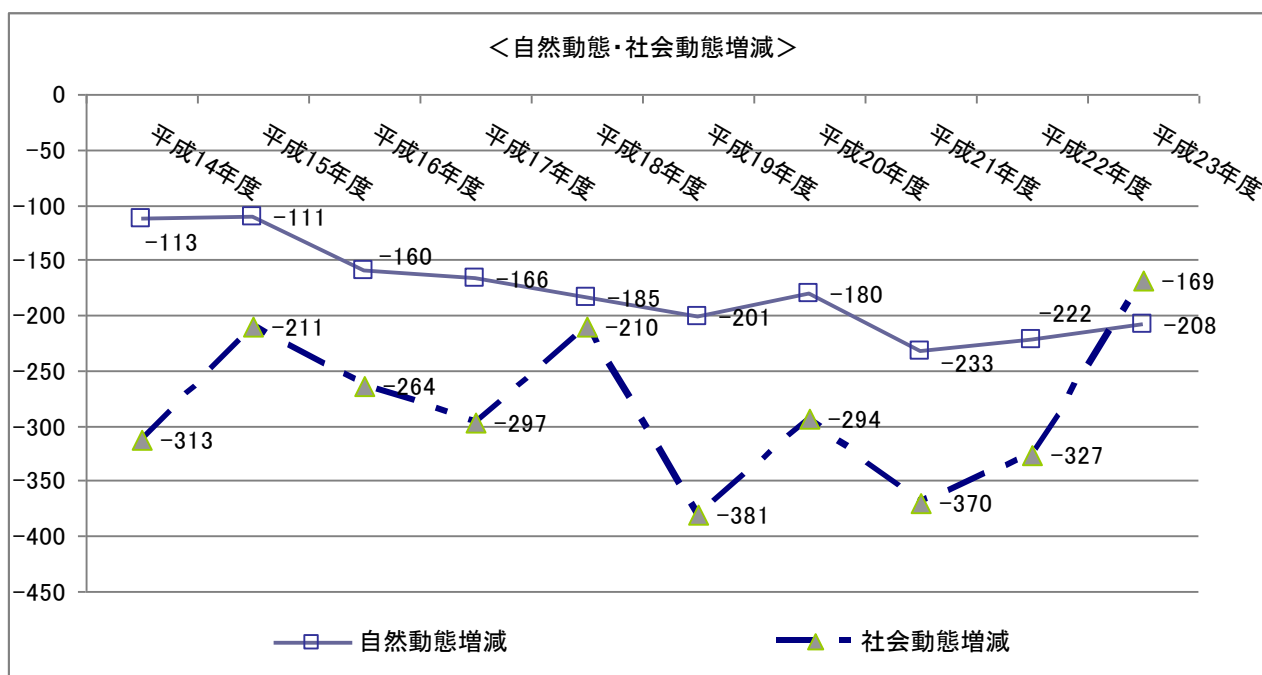
出生数と死亡者数で算出される自然動態は 100 人台で推移していましたが、ここ数年は 200 人台の減少が続いています。

転入数、転出数から算出される社会動態は、いずれの年も転出数が上回っています。

この自然動態と社会動態による人口の増減をみると、いずれも人口減少となるマイナス値になっており、特に社会動態の減少が大きいところですが、平成 23 年度では、自然動態と社会動態が逆転となっています。



資料：市民課（年度末現在）



資料：市民課 （年度末現在）



外国人登録人口

近年の外国人登録人口を国別にみると、平成15年度までは中国の人数が最も多い状況でした。その後、平成16年度からフィリピンが多い状態で推移してきましたが、平成23年度では、再び中国とフィリピンの順位が逆転しています。

合計数の推移をみると、平成16年度まで連続で増加していますが、平成17年度で減少に転じ、平成22年度は145人でした。平成23年度は、若干、上昇し平成20年度の値と同程度の数値となっています。

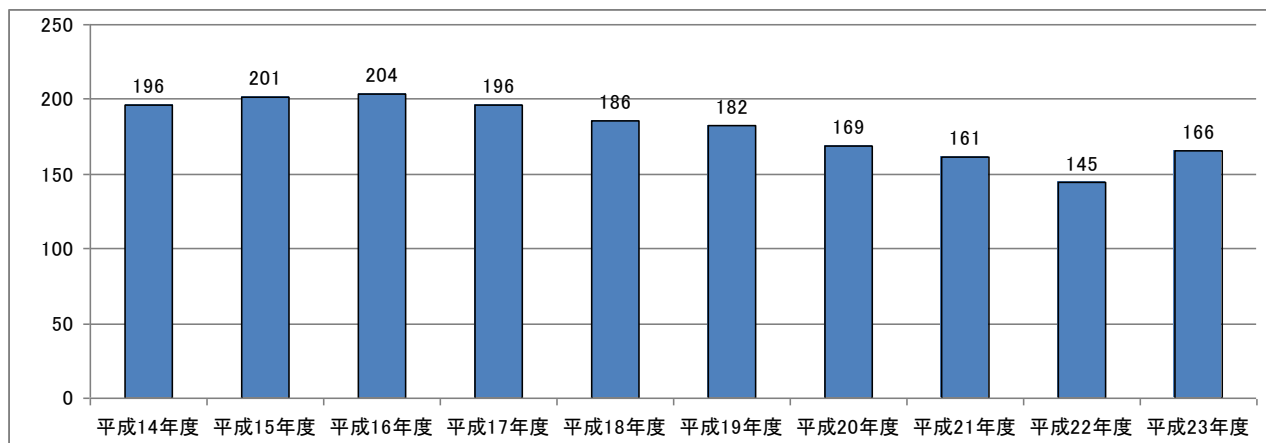
＜国別外国人登録人口＞

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
韓国または朝鮮	19	19	18	19	20	23	22	20	17	18
中国	47	50	47	40	32	31	30	27	27	41
フィリピン	44	39	49	49	49	46	46	48	42	38
ベトナム	32	34	32	22	22	25	19	17	15	21
米国	4	6	6	8	6	6	5	6	6	6
ブラジル	18	21	23	33	33	31	30	18	13	12
フランス	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
英国	3	4	5	2	2	2	2	3	3	2
ドイツ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
カナダ	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
タイ	1	1	1	2	2	3	2	1	1	3
ペルー	2	2	2	2	1	1	0	2	2	0
イラン	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
バングラディシュ	3	0	0	0	2	1	1	1	0	0
オーストラリア	6	5	3	3	0	0	0	1	0	0

インドネシア	12	13	12	10	10	10	9	10	14	18
ボリビア	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
他・無国籍	1	3	3	3	5	2	2	6	3	4
合計	196	201	204	196	186	182	169	161	145	166

資料：市民課（年度末現在）
 国名は外国人登録事務取り扱い要綱による

<外国人登録人口（総数）>

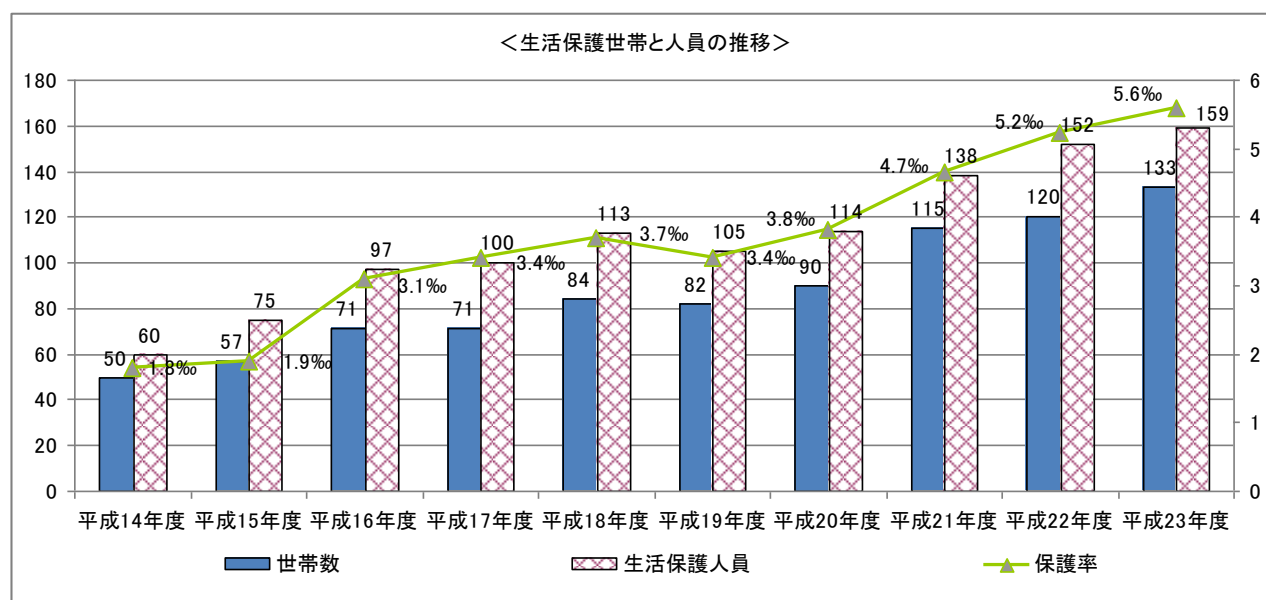


資料：市民生活課（年度末現在）

生活保護者の状況

生活保護を受けている人員は増加傾向であり、平成17年度に100人に達し、平成23年度では159人と、平成14年度に比べて2.65倍となっています。

保護率⁵でみると、平成16年度に3.1‰と急増し、それ以降も増加傾向で推移し、平成23年度では5.6‰となっています。



資料：福祉課 福祉総務担当（各年度3月現在）

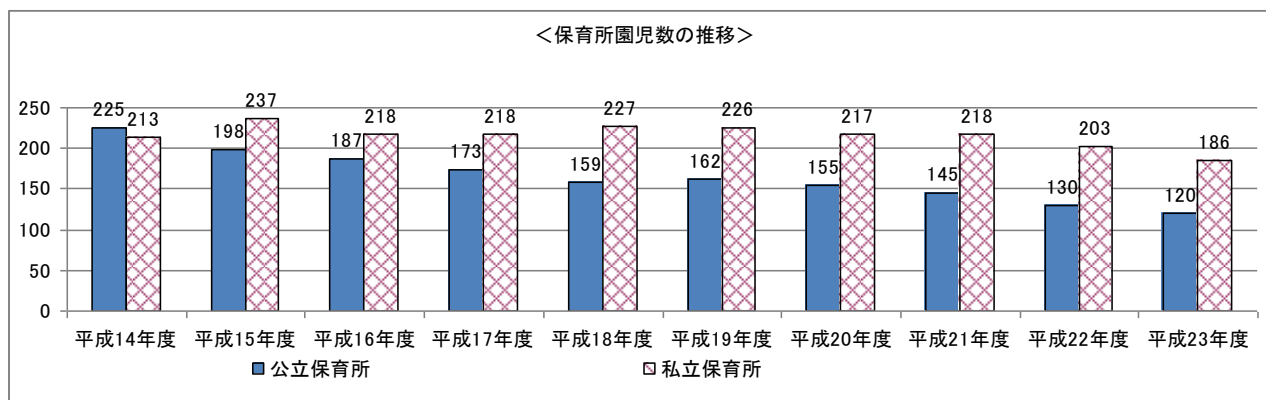
⁵ 保護率：人口千人に対して何人が生活保護を受けているかの比率、‰（パーミル・千分の一）の単位で表す。

2 子どもを取り巻く状況

保育所・幼稚園児数

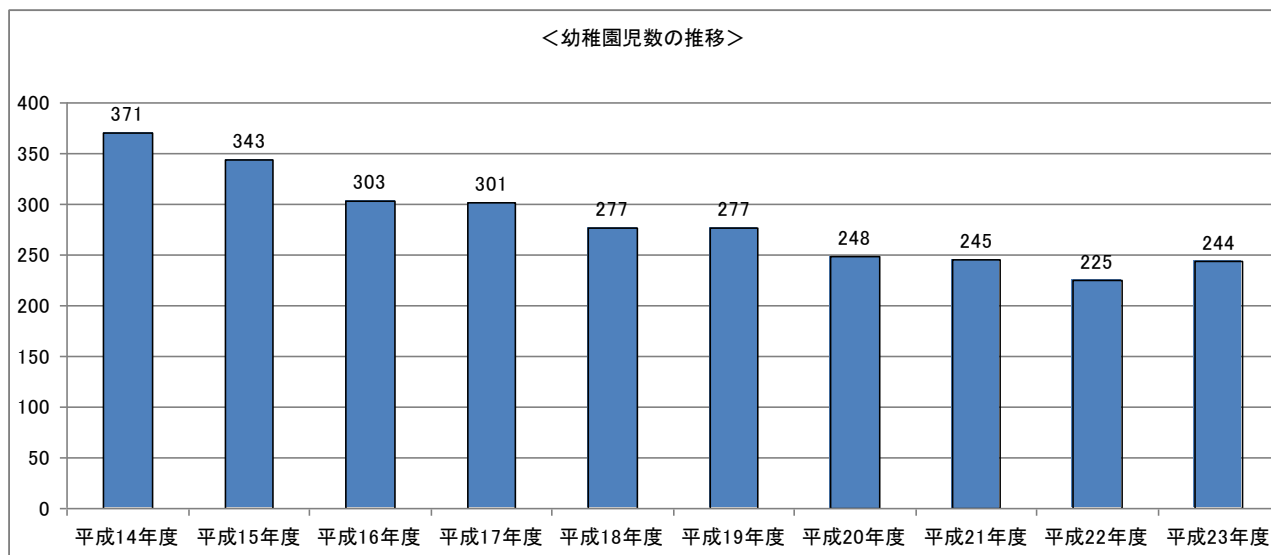
保育園については、公立・私立があります。園児数は、私立保育園では平成14年度から平成21年度までは220～30人程度で推移してきましたが、ここ数年は減少の傾向で、平成23年度には200人を切る状況になっています。

公立・私立ともに減少している状況で、合計ではこの9年間で132人減少しています。



資料：福祉課：子育て支援担当（各年4月1日現在）

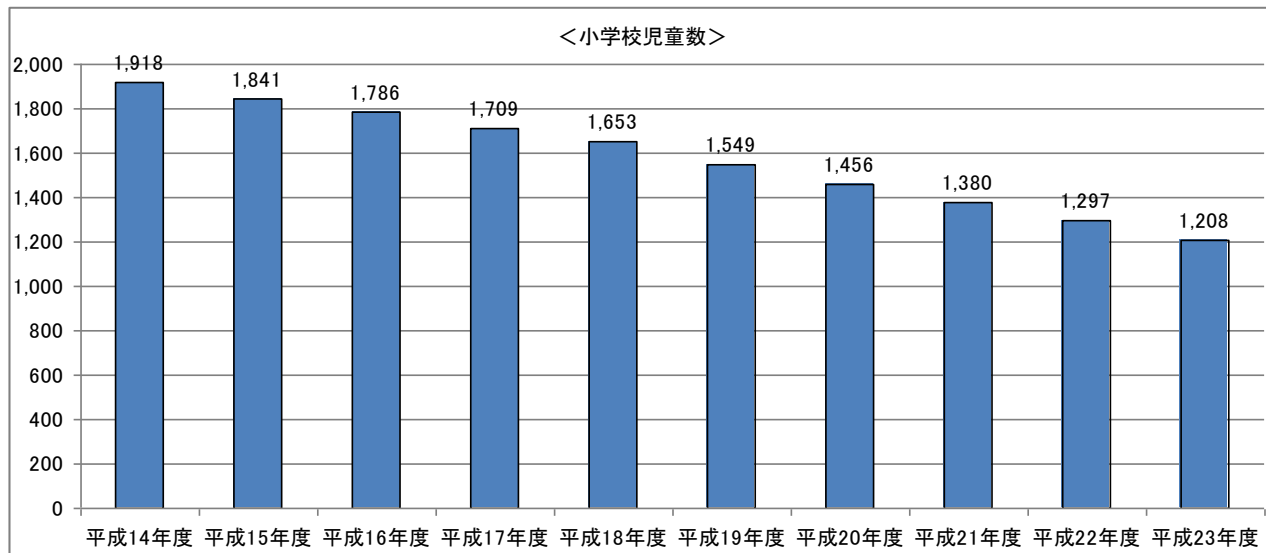
幼稚園は私立のみで、平成14年度の園児数は371人でしたが、減少傾向が続き、この9年間で127人減少しています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

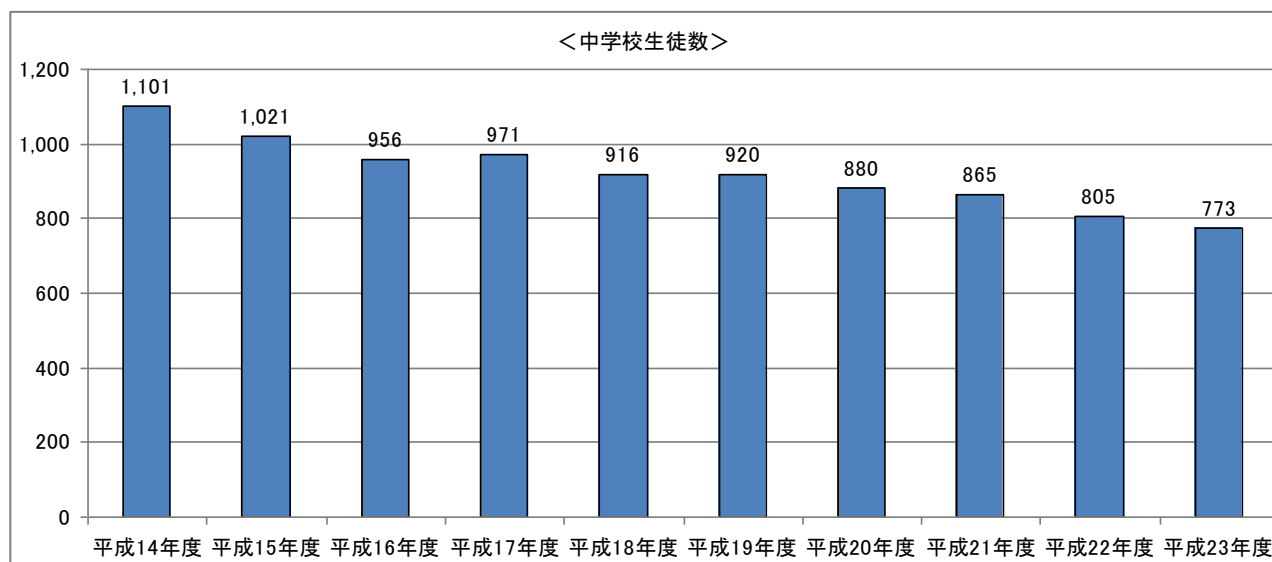
児童・生徒数

市内に小学校は 7 校ありますが、その児童数は減少傾向が続いています。平成 23 年度では 1,208 人であり、平成 14 年度と比べると、710 人の減少です。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

また、中学校は 4 校ありますが、やはり減少傾向となっています。平成 23 年度では 773 人であり、平成 14 年度と比べると、328 人の減少となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

放課後児童クラブ利用者数

放課後児童クラブの状況は、平成 16 年度まで「たんぼぼクラブ」から「つくしんぼクラブ」までの 4 カ所でしたが、現在、10 クラブを開設し、4 クラブで定員を上回る利用状況です。
 なお、障がいのある子どもの受け入れがいずれも可能です。

	定員	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
たんぼぼクラブ	20	18	24	24	19	24	23	20	20	21	28
(ひまわりクラブ) 平成 21 年 6 月まで	(30)	22	24	24	29	30	28	42	－	－	－
ひまわりクラブⅠ (平成 21 年 7 月から)	40	－	－	－	－	－	－	－	45	46	48
ひまわりクラブⅡ (平成 21 年 7 月から)	30	－	－	－	－	－	－	－	7	21	36
風の子クラブ	20	7	8	9	16	19	18	18	15	20	18
(つくしんぼクラブ) 平成 20 年 5 月まで	(30)	9	24	24	30	33	29	－	－	－	－
つくしんぼクラブⅠ (平成 20 年 6 月から)	30	－	－	－	－	－	－	30	25	22	21
つくしんぼクラブⅡ (平成 20 年 6 月から)	20	－	－	－	－	－	－	12	18	20	20
さくらんぼクラブ (平成 17 年度より)	30	－	－	－	20	29	27	24	28	28	34
ももくらの里クラブ (平成 18 年度より)	20	－	－	－	－	10	11	9	14	10	9
なのはな (平成 21 年度より)	20	－	－	－	－	－	－	－	7	7	12
たきご (平成 22 年度より)	20	－	－	－	－	－	－	－	－	20	20
合 計	250	56	80	81	114	145	136	155	179	215	246

資料：福祉課 子育て支援担当 （年度末現在）

家庭児童相談員相談事業

家庭児童相談員による相談件数は、平成 16 年度までは 100 件から 150 件程度で推移していました。

平成 17 年度には 200 件を一時的に越え、その後は 150 件から 200 件の前半の件数で推移したものの、平成 22 年度には 281 件に及ぶ相談がありました。

相談内容については、「家族関係」の占める割合が大きいところですが、それに分類されない「その他」の件数も増えています。

	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
家庭児童相談件数	143	113	153	203	179	153	209	196	281	245
性格・生活	96	0	0	4	0	1	0	0	0	0
知能・言語	2	14	15	0	0	0	2	0	0	0
学校生活	0	16	29	27	23	16	24	35	26	26
家族関係	5	20	28	91	117	104	137	117	189	140
環境・福祉	4	14	26	0	0	0	0	0	0	4
心身障害	36	6	9	5	4	1	1	9	4	9
その他	0	43	46	76	35	31	45	35	62	66

資料：福祉課 子ども家庭総合支援センター（年度末現在）

虐待通告件数

虐待通告件数は、相談件数と概ね類似する傾向でその増減がありますが、通告のあった虐待については、いずれの年度も、全て対応にあたっています。

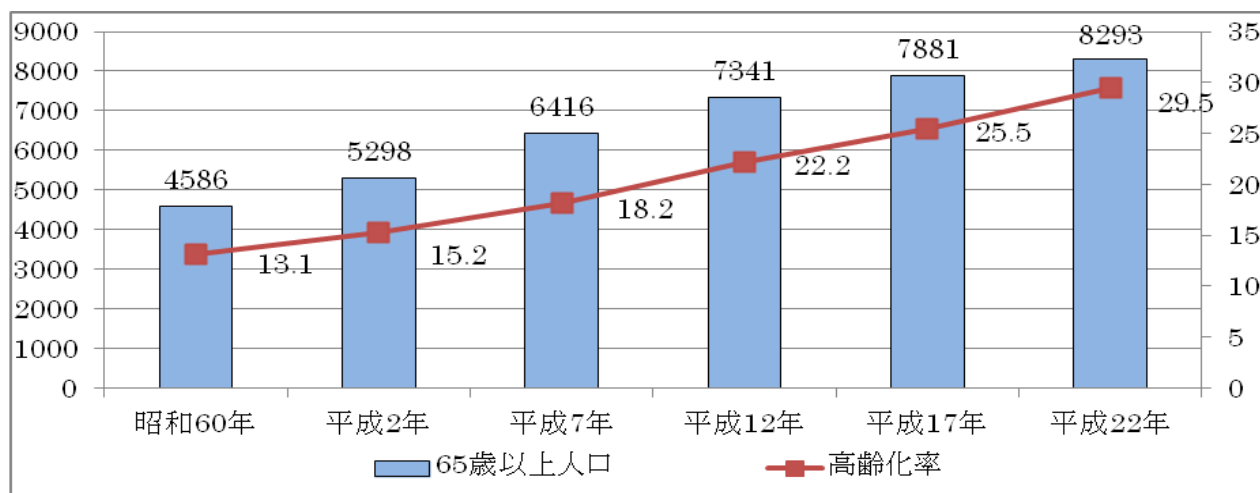
	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
通告件数	5	2	4	9	5	1	3	1	4	5
処遇数	5	2	4	9	5	1	3	1	4	5

資料：福祉課 子ども家庭総合支援センター（年度末現在）

3 高齢者を取り巻く状況

65 歳以上人口の推移と高齢化率

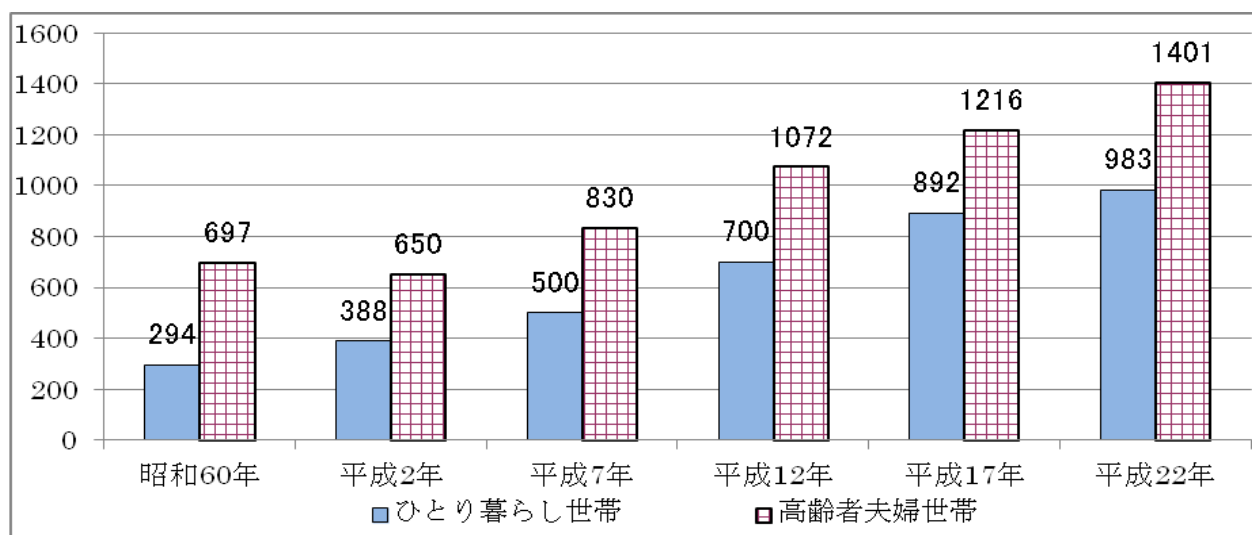
国勢調査による 65 歳以上人口の推移をみると、増加の一途をたどっており、高齢化率は 25 年前の昭和 60 年の 2.2 5 倍伸びて、高齢者の割合が約 3 割を占めている現状です。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

65 歳以上高齢者状況別世帯数

高齢者世帯の状況は、ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦世帯のいずれも高齢化の進行に伴って、増加傾向にあります。



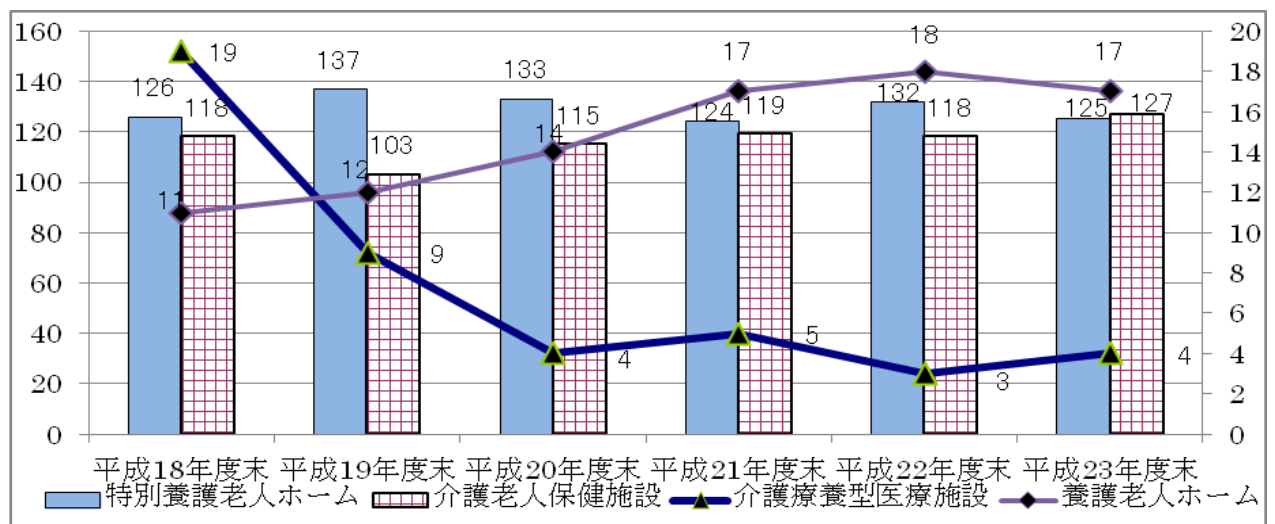
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

施設入所状況

高齢者の施設入所状況は、次の表のとおりです。待機者への対応が求められます。

<施設入所状況>

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	養護老人ホーム
平成 18 年度	126	118	19	11
平成 19 年度	137	103	9	12
平成 20 年度	133	115	4	14
平成 21 年度	124	119	5	17
平成 22 年度	132	118	3	18
平成 23 年度	125	127	4	17



資料：介護課（養護老人ホームは福祉課）（年度末現在）

<特別養護老人ホーム待機者>

	在宅	老健施設	病院	その他
平成 18 年度	74	49	34	4
平成 19 年度	106	57	21	6
平成 20 年度	137	65	8	7
平成 21 年度	94	53	9	6
平成 22 年度	150	62	14	8
平成 23 年度	166	77	15	17

資料：介護課（年度末現在）

要介護認定状況

本市における要介護認定者の状況は、制度の深化にともなう需要の増加から増加傾向にあります。

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
要支援 1	42	63	61	80	94	92
要支援 2	87	102	140	120	128	125
要介護 1	193	148	142	163	186	194
要介護 2	189	208	225	219	234	238
要介護 3	200	185	189	185	160	203
要介護 4	146	152	173	171	187	184
要介護 5	141	155	157	146	139	130
合計人数	998	1, 013	1, 087	1, 084	1, 128	1, 166

資料：介護課 （年度末現在）

在宅要援護者の状況

在宅の要援護者の状況は、次表のとおりです。

	在宅 一人暮 らし高 齢者	虚弱な 高齢者	認知症 高齢者	在宅寝 たきり 高齢者	認知症 高齢者 (在宅)	認知症 高齢者 (施設)	若年性 認知症 (在宅)	若年性 認知症 (施設)
平成 19 年	889	230	35	179	－	－	－	－
平成 20 年	952	－	－	352	494	52	－	－
平成 21 年	976	－	－	324	565	107	－	－
平成 22 年	987	－	－	379	686	103	－	－
平成 23 年	1, 014	－	－	341	741	105	9	1
平成 24 年	1, 032	－	－	328	787	126	11	4

資料：福祉課 福祉総務担当 （各年 4 月 1 日現在）

主な在宅高齢者福祉支援サービスと事業

在宅高齢者のための主な福祉支援サービスは、ひとり暮らし高齢者の安否の確認を兼ねた訪問や介護者への支援、生きがいつくりの支援など、下表のとおり実施しています。

平成 24 年 6 月末現在

サービス名	サービス内容	備考 (利用者数、回数、料金等)
ふれあいペンダント	65 歳以上の虚弱な高齢者世帯に緊急通報システムを設置。緊急時に N P O 法人山梨県安心安全見守りセンターとの連絡を速やかに行う。	緊急通報システム 利用者 8 1 人
配食サービス	食事の調理が困難な高齢者世帯に提供し、同時に安否確認を行う。	週 3 回限度 負担金 300 円 400 円
配食サービス（友愛訪問）	月に 1 回民生委員がお弁当を届けながら安否確認を行う活動	3 月末 122 人 無料
寝たきり老人オムツ支給	在宅で寝たきり高齢者を抱える世帯に対し、オムツを支給	3 月末 37 人 (H23 年度総支給数 457 セット)
外出支援サービス受給者	医療機関等へ外出する 65 歳以上で介護認定を受けている方で、住民税が非課税の方のタクシー初乗り料金支援（一月 2 回限度）	登録者数 28 名 (H23 年度利用数 288 枚)
閉じこもり予防教室 （ミニデイサービス）	10 地区においてミニデイサービスを各地区 5 回ずつ公民館等で実施、創作活動やレクリエーション、体操、計算ドリルを行い、閉じこもり・認知予防を図る	平成 23 年度参加者 181 名 (延べ利用者数 848 名) 11 地区の公民館等 年間各地区 5 回 (計 5 5 回予定) 一回 3 0 0 円
認知症予防教室 （若返り大作戦）	計算ドリル、頭脳ゲーム、ウォーキング等を行い、もの忘れ、認知症の予防を図る	1 グループ 6 回 全 1 2 グループ
ふれあい・いきいき健康サロン	地区民生委員の協力を得て、閉じこもりがちな高齢者が一同に会し、お茶飲みやレクリエーションを行う。 地区公民館や一般家庭を利用	市内 5 1 箇所
訪問理美容サービス	理美容院に出向くことが困難な高齢者に対し、居宅において理美容を行った場合、費用の一部を助成	1 回につき 3, 000 円 年間 3 回まで助成
介護予防ヘルパー派遣 （ふれあい訪問）	要介護認定非該当の虚弱な高齢者宅にヘルパーを派遣し、調理、洗濯、清掃等の家事の援助を行いながら、要介護状態への進行を予防	

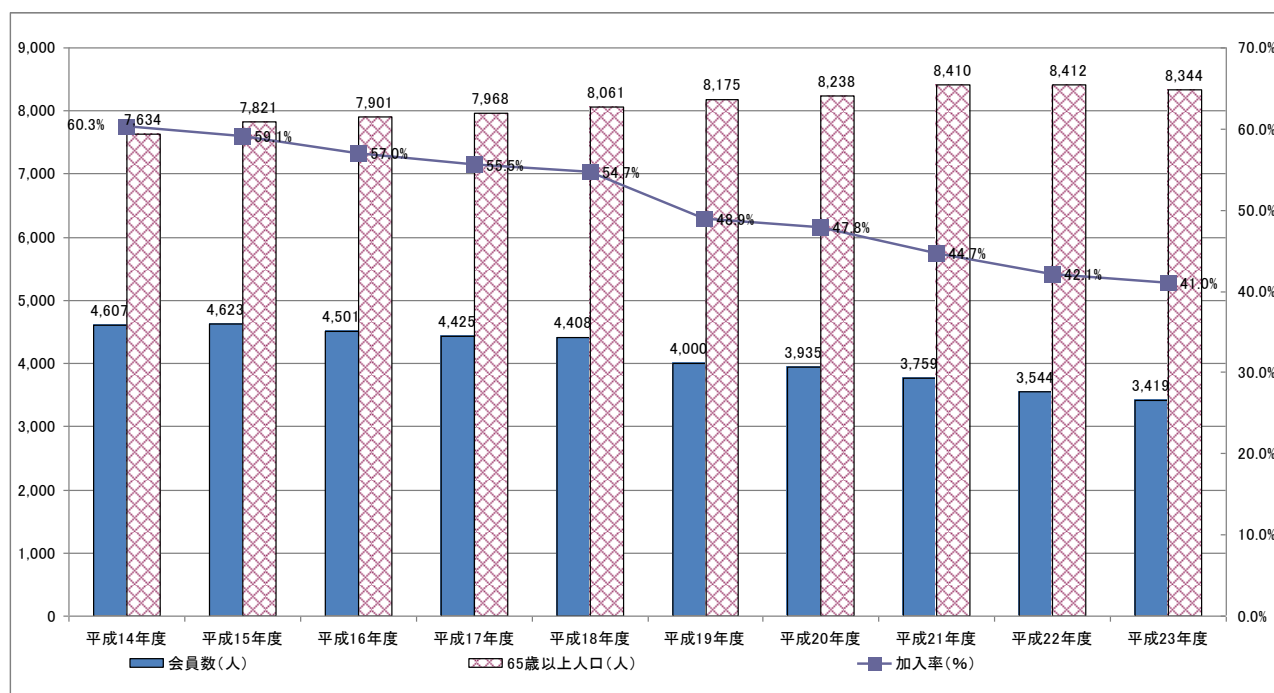
介護予防通所サービス	要介護認定非該当で閉じこもりがちな高齢者を対象に、デイサービス事業所を利用し、社会的孤立感の解消を図る	
事業名	サービス内容	備考 (利用者数、回数、料金等)
家族介護者支援事業	介護に当たっている家族介護者を対象に、交流会や介護教室を開催	年間6回開催
運動機能向上事業（パワーアップ教室）	有酸素運動、ストレッチ、簡易器具を用いた運動等を行い、運動器の機能向上の支援	
栄養改善事業（おいしく食べる教室）	低栄養状態を改善するため、栄養相談や栄養教室	3ヶ月で3回程度予定 1回120分程度
口腔機能向上事業	口腔機能を向上させるため、摂食・嚥下機能 ⁶ 訓練	3ヶ月で歯科保健教室5回予定 1回120分程度

資料：介護課

老人クラブの状況

会員数が緩やかに減少傾向であり、これに伴ってクラブ数もわずかに減少しています。一方、65歳以上の人口は増加傾向であるため、加入率の低下が続いています。

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
クラブ数	87	87	86	86	85	83	82	79	77	77
会員数（人）	4,607	4,623	4,501	4,425	4,408	4,000	3,935	3,759	3,544	3,419
65歳以上人口	7,634	7,821	7,901	7,968	8,061	8,175	8,238	8,410	8,412	8,344
加入率（％）	60.3	59.1	57.0	55.5	54.7	48.9	47.8	44.7	42.1	41.0



資料：福祉課（クラブ数・会員数は市社会福祉協議会）（年度末現在）

⁶嚥下機能：よく噛んだ食事を飲み込み、きちんと食道へ運ぶ機能

4 障がいのある人を取り巻く状況

身体障害者手帳の所持者数（障害・等級別）

身体障害者手帳の交付状況は増加傾向にあります。

障害の種別毎の状況をみると、大半の障害種別において増加しています。特に「内部障害⁷」においては増加が大きく、この8年間で147人増となっています。

程度の構成割合としては、中度の割合が増加しています。

<身体障害者手帳の所持者数（障害種別）>

	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
視覚障害	94	96	96	99	102	102	99	96	88
聴覚・平均機能障害	94	98	96	96	95	97	96	97	100
音声・言語・そし やく機能障害	17	18	19	18	17	19	18	18	17
肢体不自由	580	597	588	598	603	610	606	610	606
内部障害	296	329	357	381	388	395	408	428	443
手帳交付者合計	1,081	1,138	1,156	1,192	1,205	1,223	1,227	1,249	1,254

資料：福祉課 障害者支援担当（年度末現在）

<身体障害者手帳の所持者数（程度別）>

	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
重度小計	588	612	612	634	642	663	661	659	634
重度率	54.4%	53.8%	52.9%	53.2%	53.3%	54.2%	53.9%	52.8%	50.6%
中度小計	373	404	422	436	443	435	439	461	498
中度率	34.5%	35.5%	36.5%	36.6%	36.8%	35.6%	35.8%	36.9%	39.7%
軽度小計	120	122	122	122	120	125	127	129	122
軽度率	11.1%	10.7%	10.6%	10.2%	10.0%	10.2%	10.4%	10.3%	9.7%
合計	1,081	1,138	1,156	1,192	1,205	1,223	1,227	1,249	1,254

資料：福祉課 障害者支援担当（年度末現在）

⁷内部障害：身体障害者福祉法で規定する身体障害の一。心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸の機能障害で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度のものをいう。

知的障害者療育手帳の所持者数

療育手帳の交付状況については、増加傾向です。平成 23 年度は 258 人となっており、平成 15 年度と比較すると 59 人の増加となっています。

程度別にみると、中度・軽度の割合が大きくなっています。

	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
A（最重度・重度）	112	115	114	112	116	124	127	128	136
B（中度・軽度）	87	89	103	102	108	111	120	126	122
合計人数	199	204	217	214	224	235	247	254	258

資料：福祉課 障害支援担当（年度末現在）

精神障害者保健福祉手帳の所持者数（等級別）

精神障害者保健福祉手帳の交付状況も年々増加しており、平成 23 年度では平成 15 年度に比べて 96 人の増加となっています。

程度別にみると、いずれの年も 2 級が半数以上を占めています。

	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
1 級	44	47	43	48	48	46	46	45	48
2 級	63	73	82	87	90	105	120	133	140
3 級	10	12	20	20	22	19	20	22	25
合計人数	117	132	145	155	160	170	186	200	213

資料：福祉課 障害支援担当（年度末現在）

地域生活支援事業

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性やサービスを利用する方の状況に応じた柔軟な形態による地域生活支援事業として、以下の事業を実施しています。

平成 24 年 4 月現在

サービス名	サービス内容
相談支援事業	3 市 1 村は宝山寮に委託 一般的に相談支援に加え、専門的職員を配置することによる相談支援機能の強化を図る
コミュニケーション支援事業	視覚障害者に手話通訳者を派遣する事業 登録者 9 名
移動支援事業	積極的社会参加を助成 6 事業者に委託
地域活動支援センター	・やまゆり作業所 ・こわぜ
社会参加促進事業	大月市社会福祉協議会へ委託

資料：福祉課 障害支援担当

5 災害時要援護者登録の状況

災害時要援護者登録の状況

障がいがある人や、一人暮らし高齢者などが、災害が起こったときに、地域の中の支援を受けられることで、安心して暮らしていける地域の体制を図ることを目的として、災害時要援護者登録制度に取り組んでいます。

登録の状況は、次表のとおりです。

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
登録者数	101	136	233	322	325	351	369

資料：社会福祉協議会 （毎年度末現在）

6 地域を取り巻く状況

市内社会福祉団体一覧

市内の社会福祉団体として、以下の団体が活動しています。

平成 24 年 4 月現在

名 称	会 員 数	活 動 内 容
大月市 社会福祉協議会	8,342 世帯	地域住民や民間団体などの協力のもと、共に考え実行し、様々な形で参加してもらいながら、地域福祉推進・向上のための様々な事業を行っています。現在、市内に 10 地区社会福祉協議会があり、地域に根ざした活動を行っています。
大月市 ボランティア協議会	11 団体 691 人	市内でボランティア活動を実践している団体やサークルで構成されている協議会です。
大月市 老人クラブ連合会	3,419 名	本格的な高齢社会の中、「友愛・健康・奉仕」の三大事業をはじめ、学習、交流、文化、伝承等様々な活動を展開しています。
山梨県共同募金会 大月市支会	9,117 人	赤い羽根共同募金会の事務局として、募金や広報活動を行っています。市民等からいただいた募金は、草の根のボランティア活動の支援を始めとして、社会福祉協議会や福祉団体・施設など、民間の社会福祉事業の推進のために役立てられます。
大月市 民生委員児童委員協議会	119 名	民生委員・児童委員は、地域住民からの地域福祉に関わる相談に応じ、様々な支援を行います。また、地域に根差した福祉活動を展開し、あたたかな地域社会づくりを目指しています。
大月市障がい者福祉の会	201 名	今年度より、市内の 3 つの福祉団体、大月市障がい者福祉会、大月市心身障害児者を守る父母の会、大月市精神障害者家族会山ゆりの会が障害の種別の枠を超え、統合いたしました。事務局は、社会福祉協議会で行い事業等、様々な形での支援等を行っています。スポーツ推進事業や生きがい事業などの事業を行っており、会員相互の交流や親睦、情報交換等を図っています。
日本赤十字社 山梨県支部大月市地区	14 法人 6,709 世帯	日本赤十字社山梨県支部大月市地区では、日本赤十字社社員の募集、災害時の義援金の受付、各種講習会の参加募集などの業務を行っています。

資料：大月市社会福祉協議会（日赤は福祉課福祉総務担当）

☐ ボランティアの活動状況

サークルボランティア活動は、手話や、手芸、朗読、点字といった自主学習を行いながら、学校依頼の行事への参加や、独自に催しを開催しています。

地区ボランティアにおいては、各地区でのネットワークの一角を担い、各団体とともに、社会福祉協議会への協力や住みよいまちづくりのための花植え、サロンの開設、清掃等の様々な計画により活動しています。

平成 24 年 6 月末現在

大月市ボランティア協議会加盟団体数			未加入団体数	
地区ボランティア	6 団体	6 9 1 人	1 0 団体	2 3 7 人
ボランティアサークル	5 団体			

	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
ボランティア活動登録団体	—	13	13	13	13	13	12	12	11	11
ボランティア活動登録人員	723	702	656	689	695	670	585	585	582	716

資料：大月市社会福祉協議会 （年度末現在）

☐ 民生委員児童委員の活動状況

民生委員児童委員の人数を地区別にみると、世帯数に概ね比例しており、大月地区で 21 人と最も多くなっています。

また、主任児童委員については、各地区に 2 名ずつ設置されています。

平成 24 年 6 月現在

地 区	民生委員・児童委員数（人）	主任児童委員数（人）
笹子地区	5	2
初狩地区	8	2
大月地区	21	2
賑岡地区	10	2
七保地区	18	2
猿橋地区	18	2
富浜地区	16	2
梁川地区	7	2
合 計	103	16

資料：福祉課 福祉総務担当

7 アンケート結果からみる大月市の地域福祉の現状

調査概要

■調査の目的

市民に対して福祉への意識やボランティア活動状況、福祉サービス・地域づくりに関する意見などを尋ね、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

■調査の設計

調査対象：大月市在住の20歳以上の男女2,000人を無作為抽出

調査方法：郵送配布 郵送回収

調査期間：平成24年8月10日～平成24年8月31日

■回収状況

配 布 数	有 効 回 収 数	有 効 回 収 率
2,000 件	877 件	44.4%

■報告書を見る際の注意事項

※回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）でしめしてある。

※百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出した。このため、百分率の合計が100%にならないことがある。

※1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合がある。

回答者の属性

居住地：笹子地区＝4.4% 初狩地区＝8.0% 真木地区＝7.4% 大月地区＝15.7%

賑岡地区＝15.7% 七保地区＝14.1% 猿橋地区＝17.9% 富浜地区＝13.4% 梁川地区＝4.2%

参考 地区別 回収率	地区	笹子	初狩	真木	大月	賑岡	七保	猿橋	富浜	梁川
	発送数	80	154	148	313	268	299	381	279	78
	回収数	39	71	66	139	120	125	159	119	37
	回収率	48.75%	46.10%	44.59%	44.41%	44.78%	41.81%	41.73%	42.65%	47.44%

性 別：男性＝46.6% 女性＝51.7%

（地区の無回答＝12）

年 代：20代＝9.6% 30代＝9.6% 40代＝11.8% 50代＝15.6% 60代＝19.6%

70代＝17.9% 80歳以上＝14.2%

参考 年代別 回収率	年齢	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	80歳以上
	発送数	20	30	40	50	60	70	80
	回収数	84	86	105	138	174	159	126
	回収率	37.3%	39.8%	37.4%	40.7%	47.0%	52.6%	47.2%

（年齢の無回答＝15）

世帯構成は「2世代」の占める割合が最も高い

「2世代」…41.5% 「3世代」…18.7% 「ひとり暮らし世帯」…8.5%

同居家族に「障がいのある方」がいる… 10.3%

「介護を必要とする方」がいる… 13.9%

「乳児（1歳未満）」がいる… 1.7%

「65歳以上の方」がいる… 56.0%

地域生活に関すること

Q.7 ■ 自身の高齢期⁸の過ごし方 (N=1597)

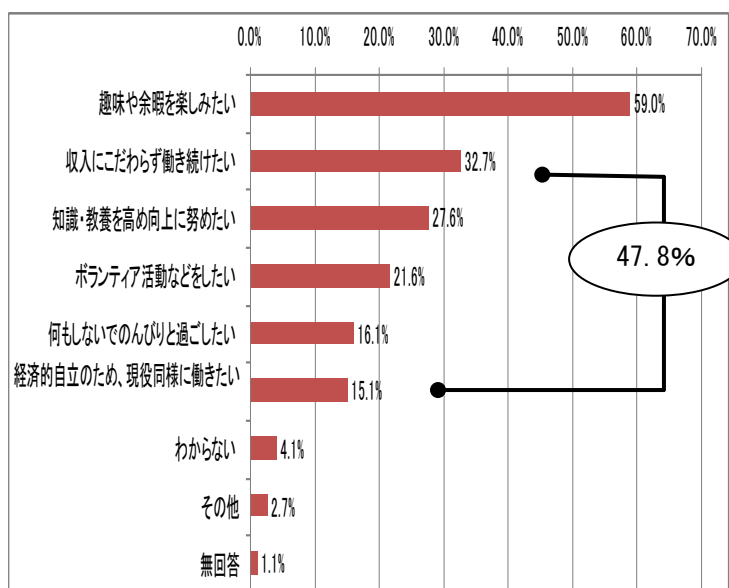
「趣味や余暇を楽しみたい」とする意見が59.0%と6割近くあります。

一方、「現役同様働きたい」15.1%、「収入にこだわらず、働くことは続けたい」32.7%と働き続ける意見が5割程度となっています。

1位「趣味や余暇を楽しみたい」59.0%

2位「収入にこだわらず、働くことは続けたい」32.7%

3位「知識や教養を高め自分自身の向上に努めたい」27.6%

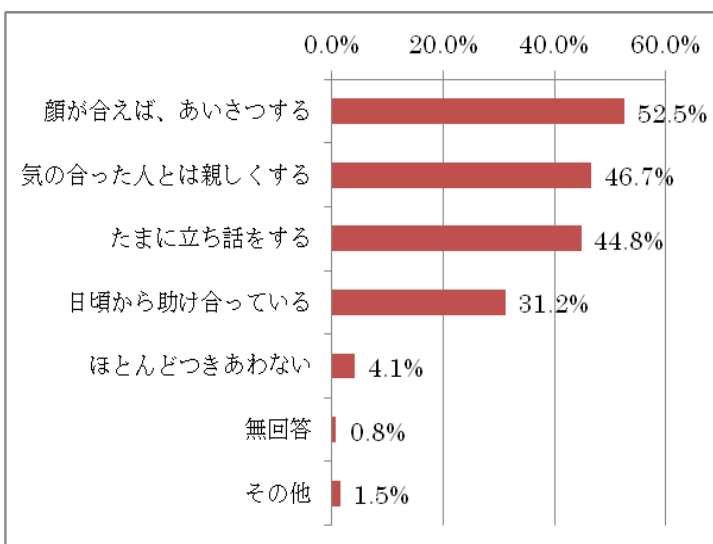


Q.8 ■ 近所づきあいの状況 (N=1610)

近所づきあいは「顔が合えば、あいさつ程度はする」が52.5%で最も多く、続いて「気の合った人とは親しくしている」が46.7%「立ち話をする」44.8%の順となっています。

<地区別>

「日頃から助け合っている」が多い地区は、
初狩地区=52.1%、真木地区=37.9%
梁川地区=37.8%、笹子地区=35.9%
「日頃から助け合っている」が少ない地区は、
大月地区=20.1%、猿橋地区=27.7%
富浜地区=29.4%、七保地区=29.6%



⁸高齢期：この計画での「高齢期」とは65歳以上の年齢期を言うこととします。

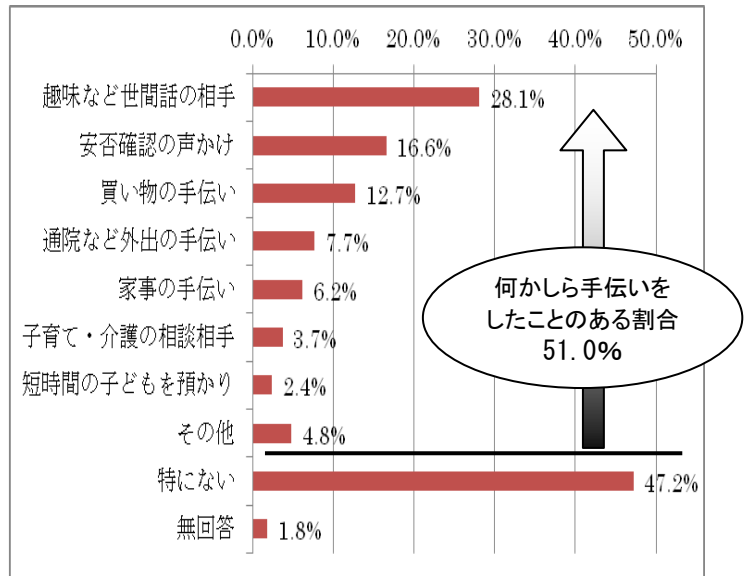
Q.9 ■近所で手伝いをしたことがある割合

近所の人の手伝いをしたことがある割合（全体－「特にない」－無回答）が半数を占めています。

手伝いの内容

- 1位「趣味など世間話の話し相手」28.1%
- 2位「安否確認の声かけ」16.6%
- 3位「買い物の手伝い」12.7%

(N=1164)



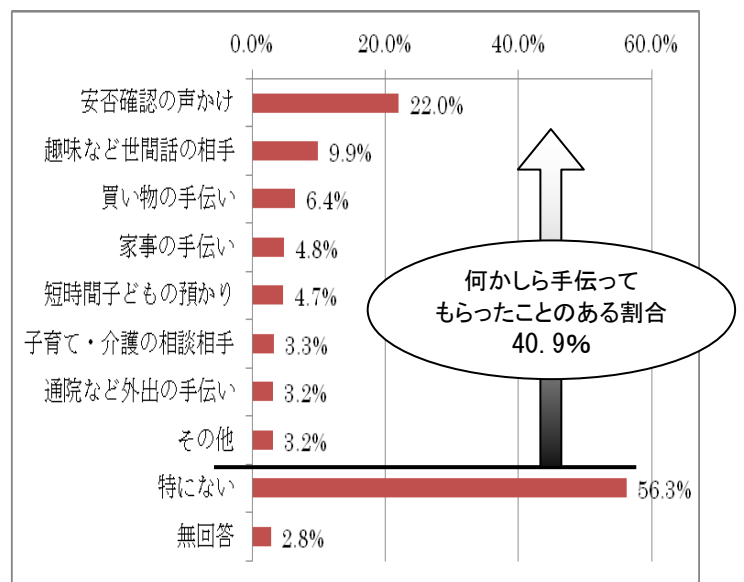
Q.10 ■近所で手伝ってもらったことがある割合

一方、近所の人から手伝ってもらったことがある割合（全体－「特にない」－無回答）は、5割を下回っています。

手伝ってもらった内容

- 1位「安否確認の声かけ」22.0%
- 2位「趣味など世間話の話し相手」9.9%
- 3位「買い物の手伝い」6.4%

(N=1034)

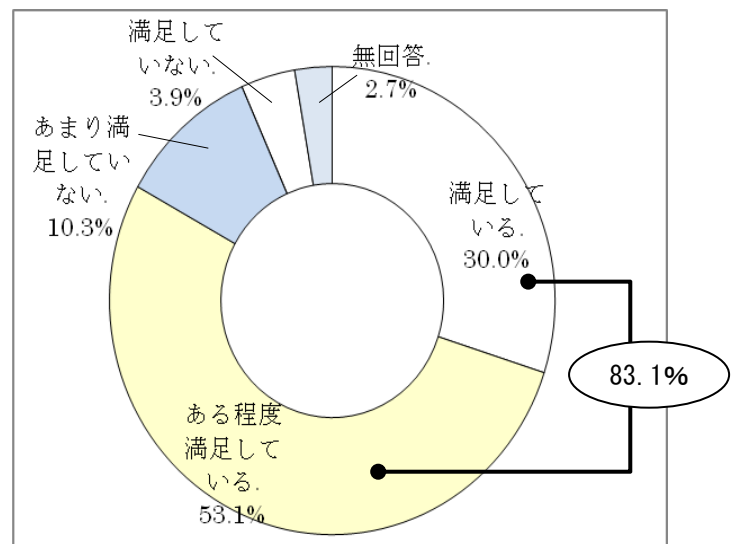


Q.11 ■近所づきあいの満足度(N=887)

今の近所づきあいに対する満足度は、ある程度満足を含めると8割以上を占めます。

<地区別>

「満足している」が多い地区は、
初狩地区=43.5%、笹子地区=38.5%
梁川地区=37.8%、真木地区=36.4%
「満足している」が少ない地区は、
猿橋地区=23.7%、大月地区=24.3%
七保地区=25.6%、富浜地区=31.4%

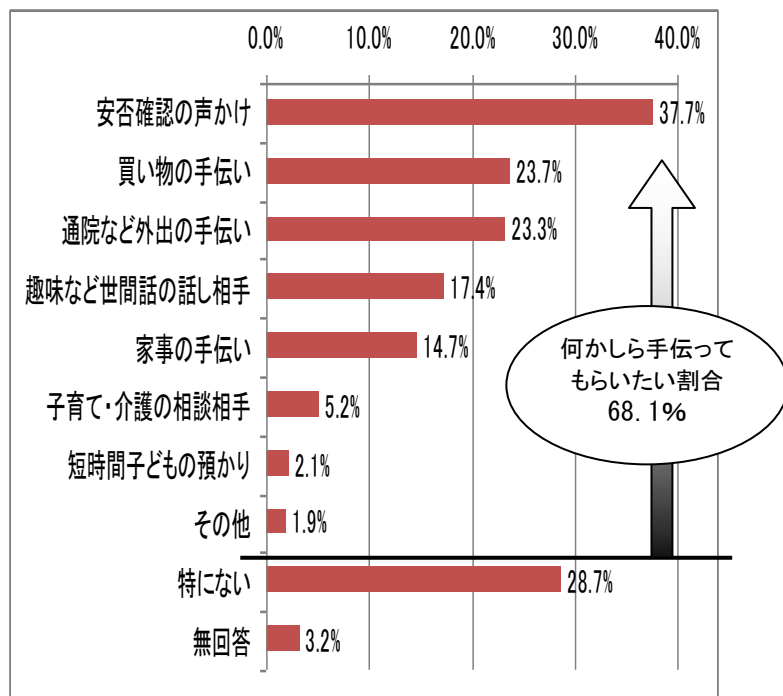


Q. 12 ■ 手助けを望む割合 (N=1400)

日常生活が不自由になった場合、手助けを望む割合（全体－「特にない」－無回答）は6割を超えます。

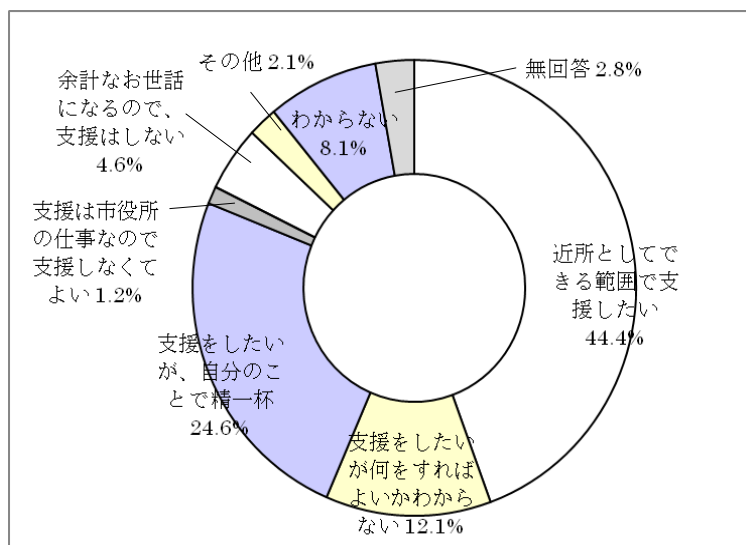
手助けの内容

- 1 位「安否確認の声かけ」 37.7%
- 2 位「買い物の手伝い」 23.7%
- 3 位「通院などの手伝い」 23.3%



Q. 13 ■ 要支援者に対する支援の考え方 (N=887)

近所に住む“ひとり暮らしの高齢者”、“寝たきりの高齢者や障がいのある人のいる家庭”“子育てをしている家族”などに対する支援は、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が44.4%、一方「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」は24.6%となっています。



「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」

> 「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」

- * 近所づきあいの満足度は、ある程度を含めると8割以上と高く、日ごろから助け合っている割合が高い地区ほど、満足度も高い傾向がみられます。
- * 近所での支援意向は高く、半数近くが、できる範囲で支援したいと感じています。
- * 近所から望まれる支援は「声かけ」が高い状況です。

Q. 14 ■ 行事や活動の参加状況 (N=887)

行事や活動の参加状況は、『地区の組での行事や活動』において、参加率が約6割と高くなっています。

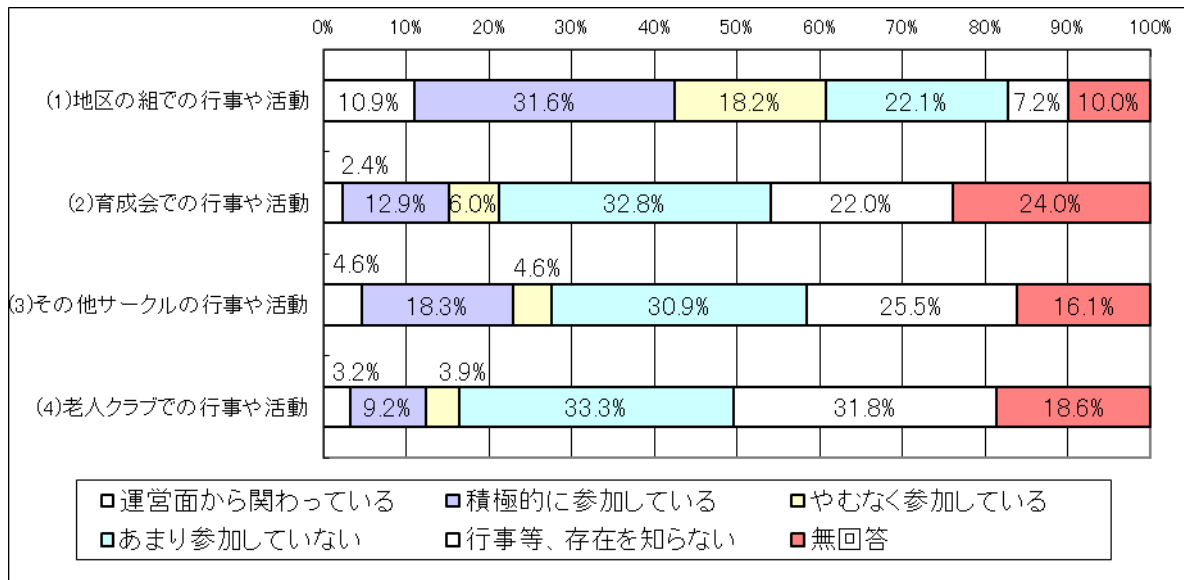
<地区別>

『地区の組での行動や活動』に

「運営面から関わっている」が多い地区は、
初狩地区=27.5%、笹子地区=15.2%

梁川地区=14.3

一方「あまり参加していない」が多い地区は、
猿橋地区=31.9%、七保地区=31.0%
大月地区=26.8%



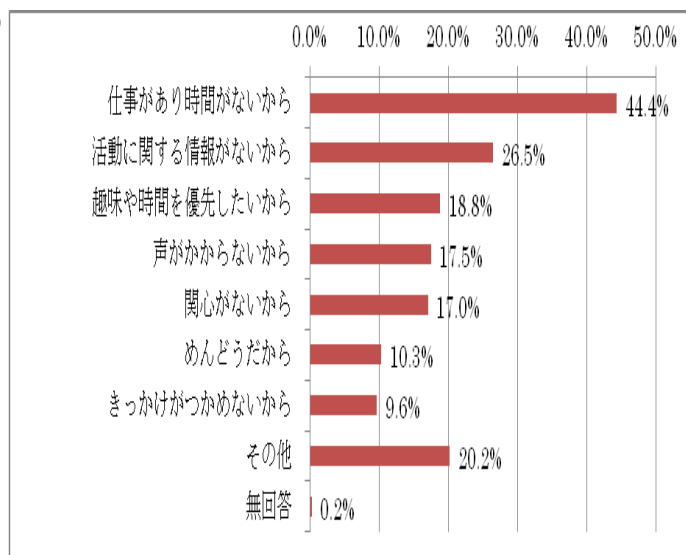
Q. 14-1 ■ 行事や活動への参加の考え方 (N=734)

団体の行事、活動に参加していない理由は「仕事をもっているので、時間がないから」が44.4%で最も多くなっています。

1位「仕事をもっているので、時間がないから」44.4%

2位「どのような活動があるのか、活動に関する情報がないから」26.5%

3位「自分の時間を優先したいから」18.8%

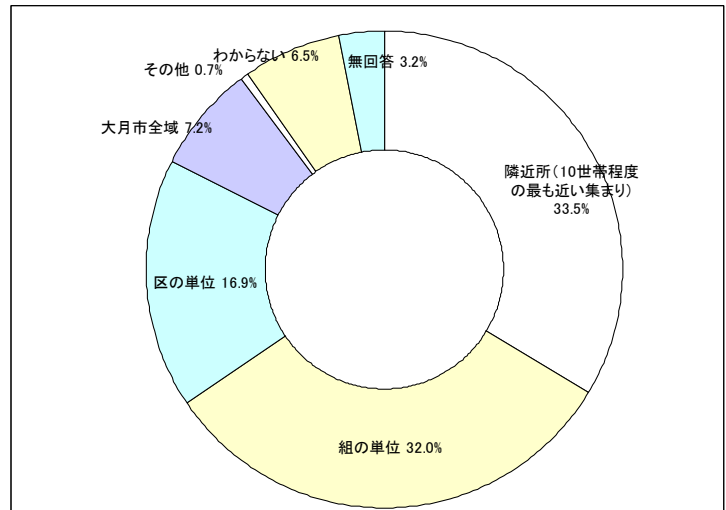


*地区の組での行動や活動に参加している割合が高い地区ほど、近所づきあいの満足度も高い傾向がみられます。

*参加していない理由は、地区に関係なく「仕事をもっているので時間がないから」が高くなっています。

Q. 15 ■ “地域” の範囲 (N=887)

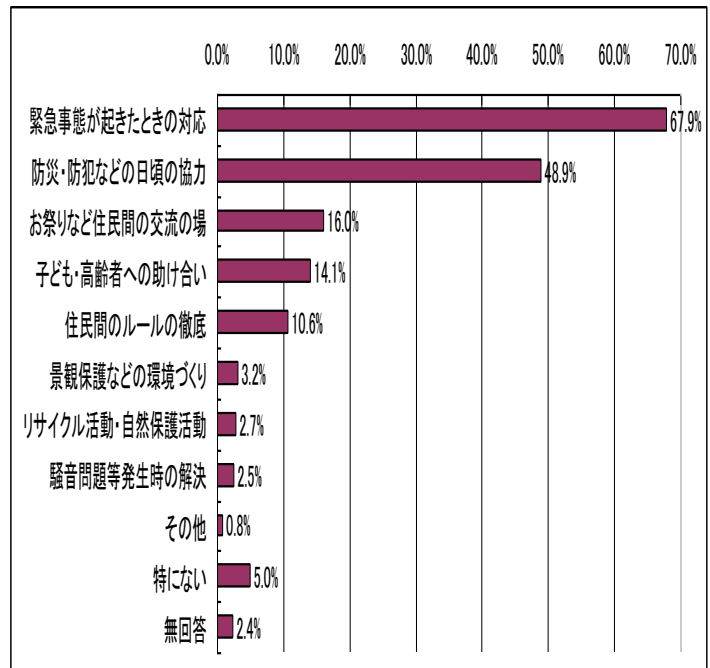
住民が互いに助けあうべき“地域”の範囲は、「隣近所」が33.5%で最も多く、次いで「組の単位」が32.0%の順となっています。



Q. 16 ■ 地域社会の役割 (N=1543)

地域社会の役割として期待することは「緊急事態が起きたときの対応」が最も多く、約7割の回答を占めています。

- 1 位「緊急事態が起きたときの対応」67.9%
- 2 位「防災・防犯などの日頃の協力」48.9%
- 3 位「お祭りなど住民間の交流の場」16.0%



＊地域社会の役割は、緊急事態や災害発生など突発的な対応への重要性の認識が高くなっています。

ゆえに突発的な事態に対応ができる範囲として「組の単位」や「隣近所」を“地域”の範囲と捉える人が多いことがうかがえます。

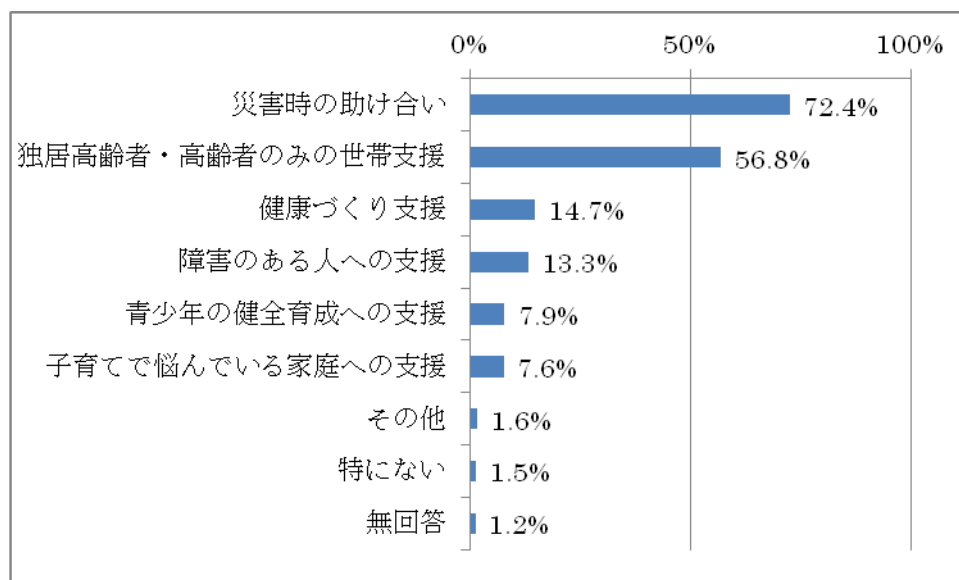
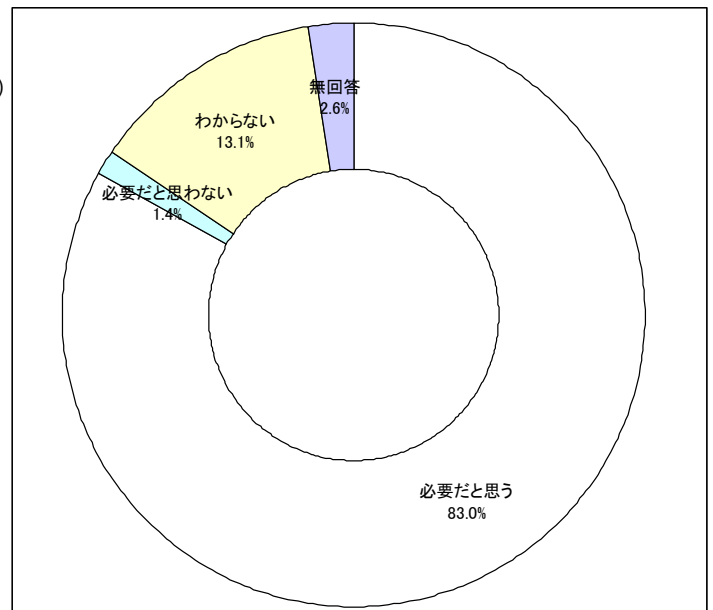
福祉への意識・ボランティア活動等

Q. 17 ■ 地域社会での住民相互協力の必要性 (N=887)

地域社会での生活における住民相互協力の必要性への意見としては、8割を超える回答が「必要だと思う」としています。

その中で地域の人が協力して取り組む問題は、災害時の助け合いが 72.4%で最も多くなっています。

- 1 位「災害時の助け合い」 72.4%
- 2 位「独居高齢者・高齢者のみの世帯支援」 56.8%
- 3 位「健康づくり支援」 14.7%

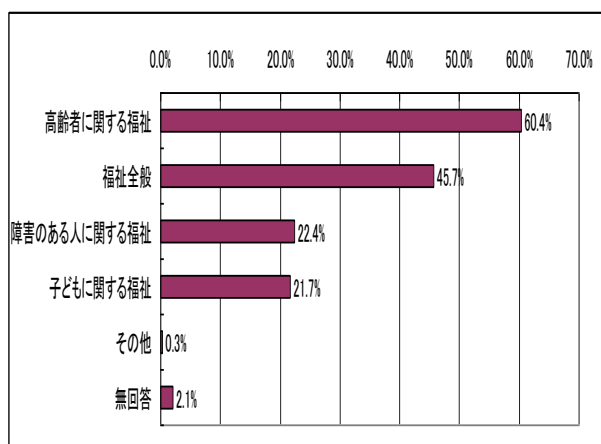
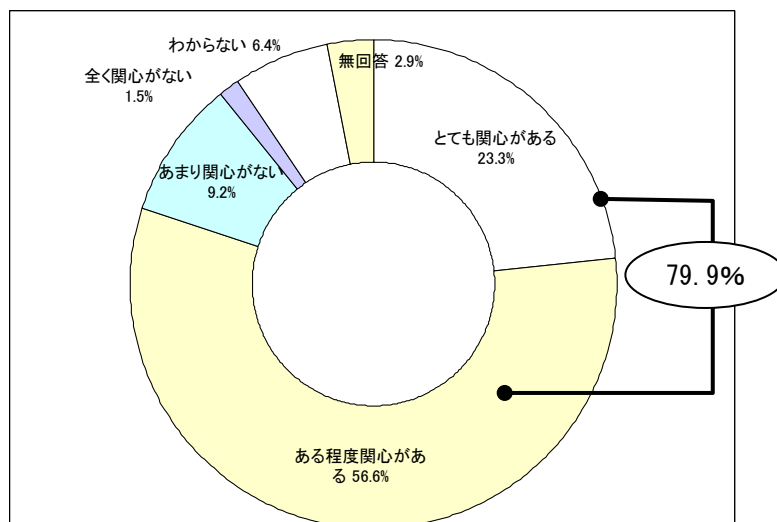


Q. 18 ■ 福祉への関心度 (N=887)

福祉への関心は、ある程度まで含めると79.9%で、約8割と大変に関心度は高いと言えます。

「とても関心がある」23.3%

「ある程度関心がある」56.6%



Q. 18-1 ■ 関心のある分野

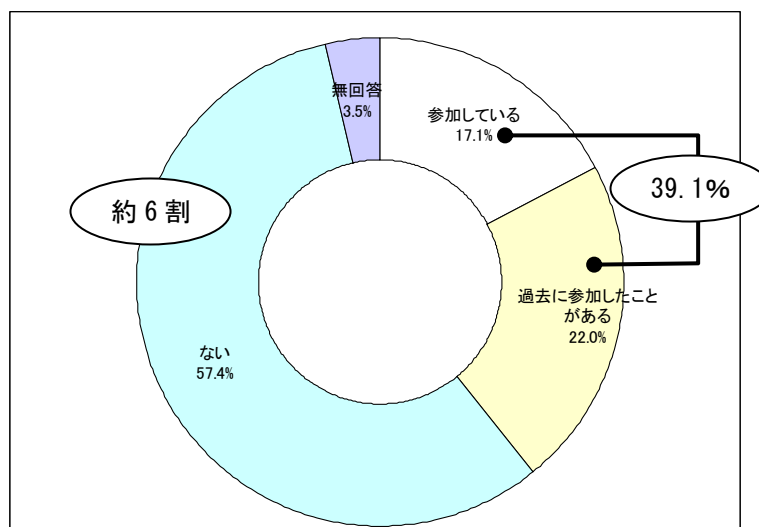
関心のある分野は「高齢者に関する福祉」が60.4%で最も高くなっています。



* 福祉に対して“関心がある”は、約8割を占めています。

Q. 19 ■ ボランティア活動への参加状況 (N=887)

ボランティア活動への参加状況は「ない」が 57.4%で、約 6 割を占めています。一方、「参加している」は 17.1%、「過去に参加したことがある」は 22.0%と合算しても 4 割に満たない状況です。



<地区別>

「参加している」が多い地区は、
初狩地区=31.8%、梁川地区=27.0%、
賑岡地区=17.5%
「参加している」が少ない地区は、
大月地区=12.3%、真木地区=14.1%、
七保地区=15.3%

<年齢別>

「参加している」が多い年代は、
60 歳代=28.3%、70 歳代=23.4%、50 歳代=13.8%
「参加している」が少ない年代は、
30 歳代=4.8%、40 歳代=8.3%、20 歳代=9.7%

<男女別>

「参加している、したことがある」の男女比率は、
男=48.2%、女=51.8%

Q. 19-1 ■ ボランティア活動内容 (N=359)

ボランティア活動をしている人の活動内容は「環境保護・清掃美化に関する活動」がトップでした。

多くの方が、複数の活動をしている状況でした。

1 位「環境保護・清掃美化に関する活動」50.0%

2 位「高齢者への支援」36.8%

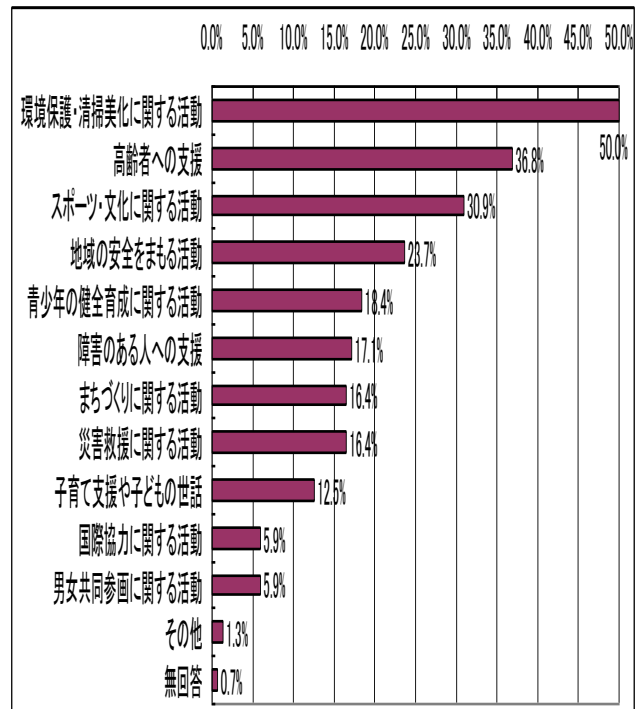
3 位「スポーツ・文化に関する活動」30.9%

Q19 回答の実数

	回答数
参加している	152

Q19-1 Q19 に対する回答の実数

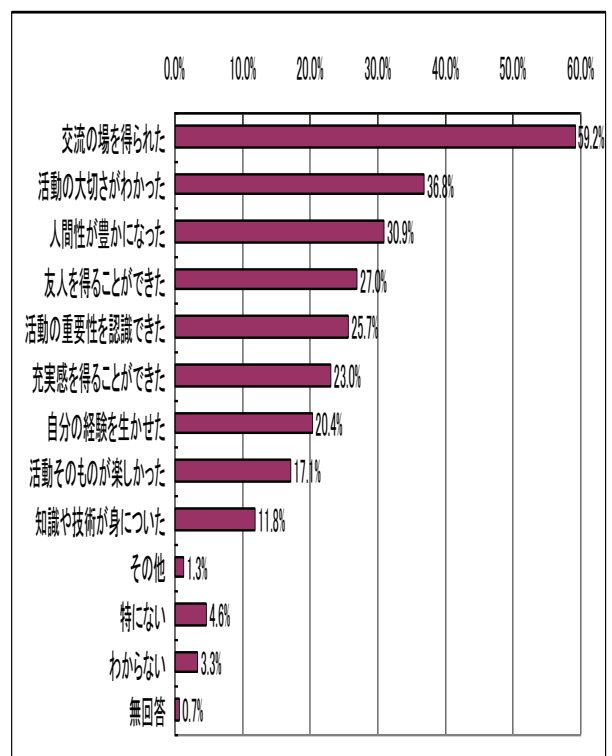
	回答数
環境保護・清掃美化に関する活動	76
高齢者への支援	56
スポーツ・文化に関する活動	47
地域の安全をまもる活動	36
青少年の健全育成に関する活動	28
障がいのある人への支援	26
まちづくりに関する活動	25
災害救援に関する活動	25
子育て支援や子どもの世話	19
国際協力に関する活動	9
男女共同参画に関する活動	9
その他	2
無回答	1
	359



Q19-2 ■ ボランティア活動をしてよかったこと (N=398)

活動をしてよかったことは「交流の場を得られた」が59.2%で、約6割を占めています。

他6項目で2～3割の回答と、複数の面で良かった点があり、活動の評価は高いと言えます。



* ボランティア活動に「参加している」は低く、「過去に参加したことがある」を合わせても、「参加したことはない」の方が高くなっています。

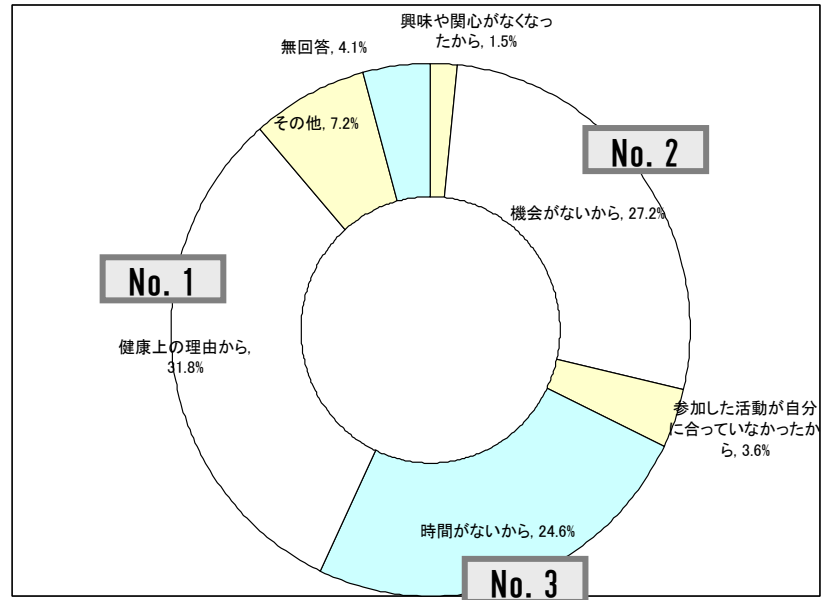
・・・福祉への関心度は高いが、参加経験者は少ない状況です。

* ボランティア活動をする方は、複数の活動を掛け持ちしている状況です。

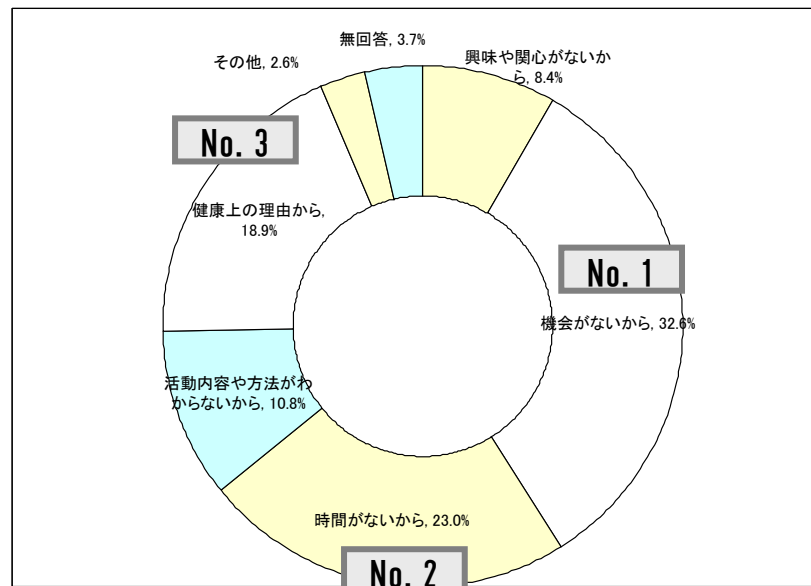
Q. 19-4、Q. 19-5 ■参加したことがない、参加していない理由

過去に参加したことがあるが、現在参加していない理由は「健康上の理由から」が31.8%、続いて「機会がないから」が27.2%となっています。参加したことがない理由は「機会がないから」が32.6%、続いて「時間がないから」が23.0%となっています。

<参加していない理由> (N=195)



<参加したことがない理由> (N=509)



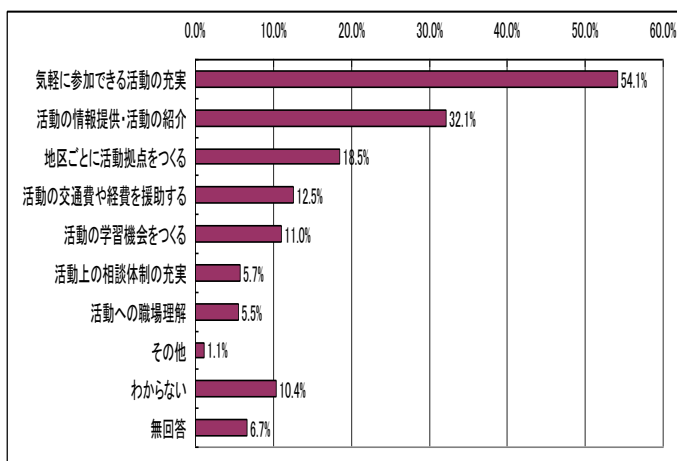
* ボランティア活動に参加したことがない・参加していない理由は「時間がないから」よりも「機会がないから」⇒ 機会を提供する方策が必要です。

Q. 20 ■ ボランティア活動の活発化に必要なこと

ボランティア活動が活発になるために必要なことは、「みんなが気軽に参加できるような活動内容の充実」が過半数を占めます。

- 1 位「みんなが気軽に参加できるような活動内容の充実」54.1%
- 2 位「ボランティア活動に関する情報提供や活動の場を紹介する」32.1%
- 3 位「地区ごとにボランティアの活動拠点をつくる」18.5%

(N=1399)

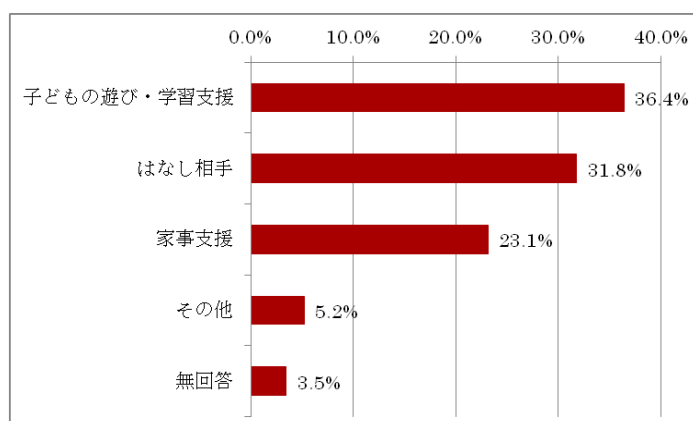
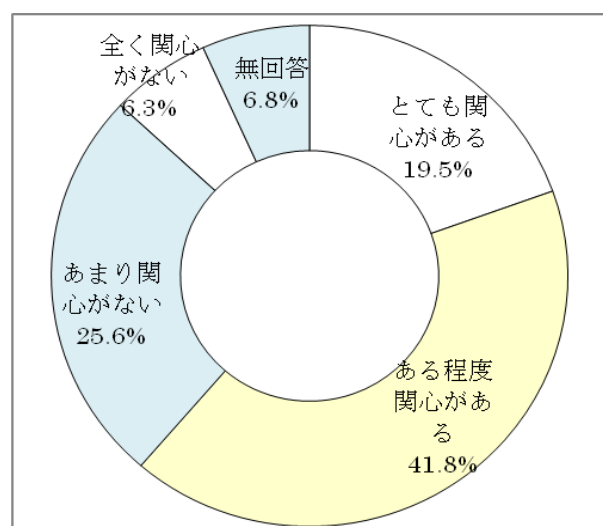


Q. 21 ■ 学生ボランティア利用への考え (N=173)

学生ボランティアへの関心は、「とても関心がある」が2割弱が強い関心を示していました。

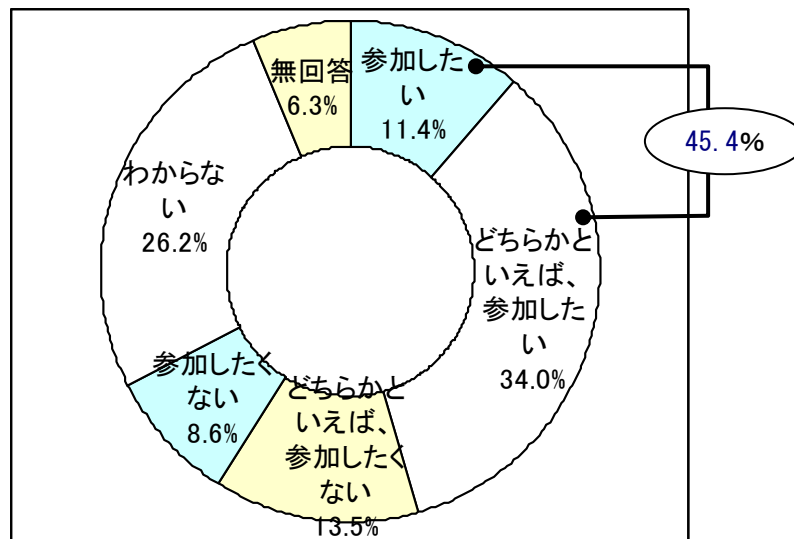
「してもらいたいこと」に対しては、「子どもの遊び・学習支援」36.4%、「はなし相手」31.8%となっています。

- 1 位「子どもの遊び・学習支援」36.4%
- 2 位「はなし相手」31.8%
- 3 位「家事支援」23.1%



Q. 22 ■ ボランティア活動への参加意向 (N=887)

ボランティア活動への参加意向は、「どちらかといえば、参加したい」が 34.0%で、最も多くなっています。



<地区別>

「参加したい」が多い地区は、
梁川地区=14.3%、富浜地区=14.2%、初狩地区=14.1%
「参加したい」が少ない地区は、
真木地区=8.1%、猿橋地区=8.7%、大月地区=9.9%



* ボランティア活動への参加意向は、「どちらかといえば、参加したい」を含めると約半数程度の状況です。

* ボランティア活動が活発になるために必要なことは、

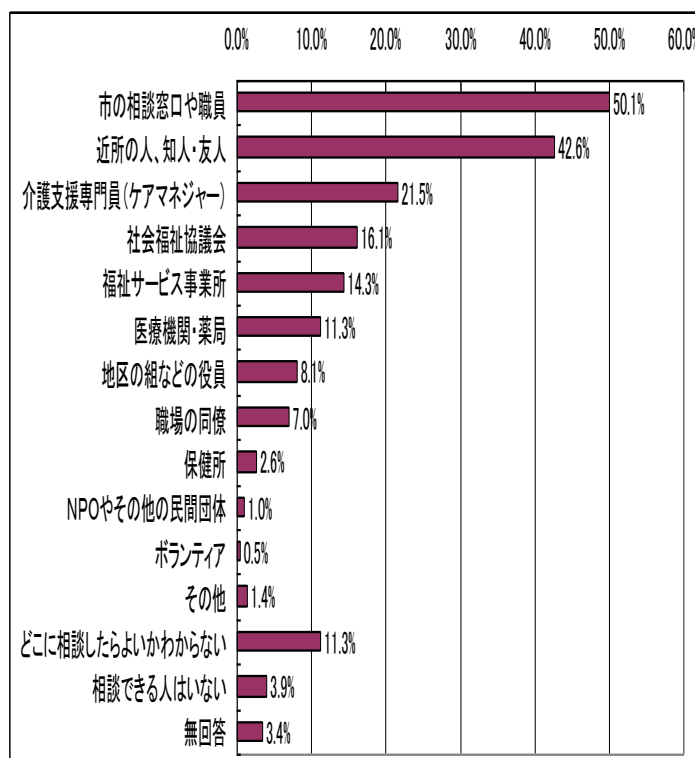
- ① 活動内容の充実、
- ② 情報提供・活動の場の提供、
- ③ 地区ごとの拠点のづくり の順です。

福祉サービスに対する意識

Q. 24 ■ 家族や親族以外の相談先 (N=1730)

生活上で困ったり、福祉サービスが必要になったりしたとき、家族や親族以外の相談先は「市の相談窓口や職員」が 50.1%で、最も多くなっています。

初狩地区では「近所の人、知人・友人」が 53.5%、「市の相談窓口や職員」36.6%と大きく上回っています。



地域別集計結果

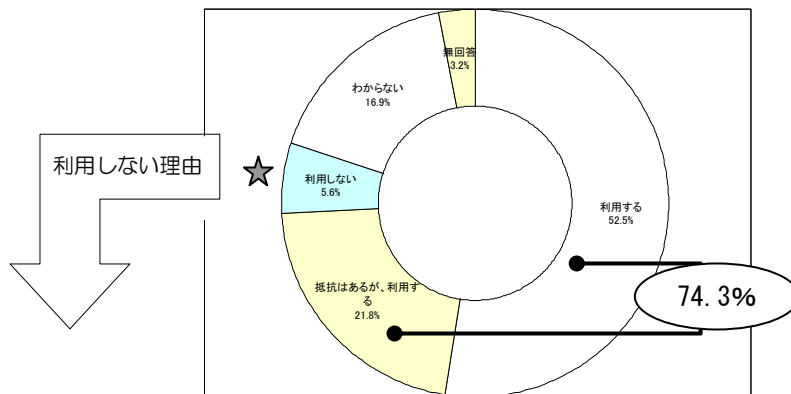
	笹子	初狩	真木	大月	賑岡	七保	猿橋	富浜	梁川	全体
近所の人、知人・友人	38.5%	53.5%	39.4%	33.8%	48.3%	40.0%	46.5%	41.2%	48.6%	42.6%
市の相談窓口や職員	38.5%	36.6%	60.6%	54.0%	55.0%	46.4%	49.1%	49.6%	51.4%	50.1%



* 家族や親族以外の相談先として、まず市の相談窓口をあげる人が半数を占める状況であり、内容に応じた“つなぎ”によるスムーズな対応が求められます。

Q. 25 ■福祉サービスの利用意向 (N=887)

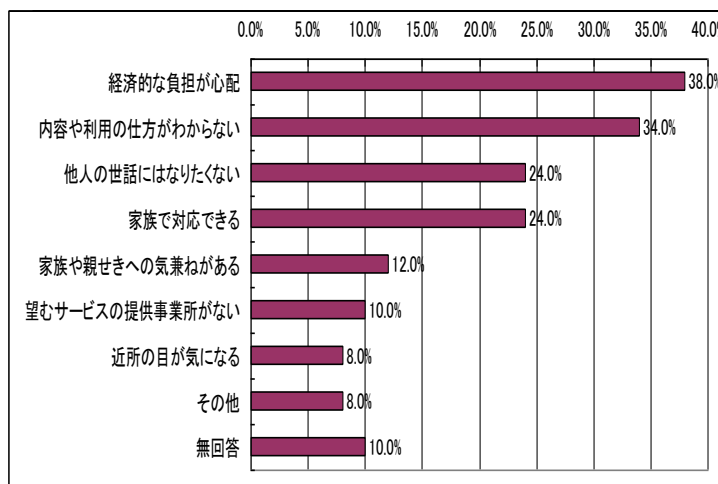
自身や家族に福祉サービスが必要になった場合、約 4 人に 3 人は利用意向を示しています。



Q. 25-1 ■利用しない理由 (N=84)

利用しない人は 1 割に満たない状況ですが、その理由としては「経済的な負担が心配」と「サービスの内容や利用の仕方がわからない」が多くなっています。

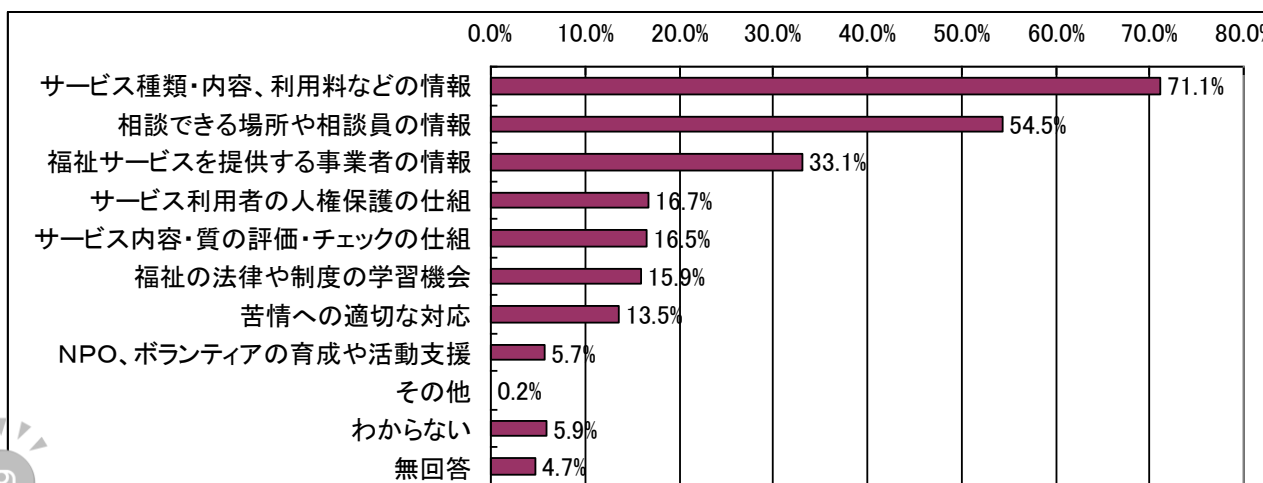
- 1 位「経済的な負担が心配」38.0%
- 2 位「サービスの内容や利用の仕方がわからない」34.0%
- 3 位「家族で対応できる」24.0%
- 3 位「他人の世話になりたくない」24.0%



Q. 26 ■福祉サービスを安心して利用できるための要望 (N=2110)

福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるためには、多方面の充実が期待されています。

- 1 位「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報」71.1%
- 2 位「相談できる場所や相談員の情報」54.5%
- 3 位「福祉サービスを提供する事業者の情報」33.1%



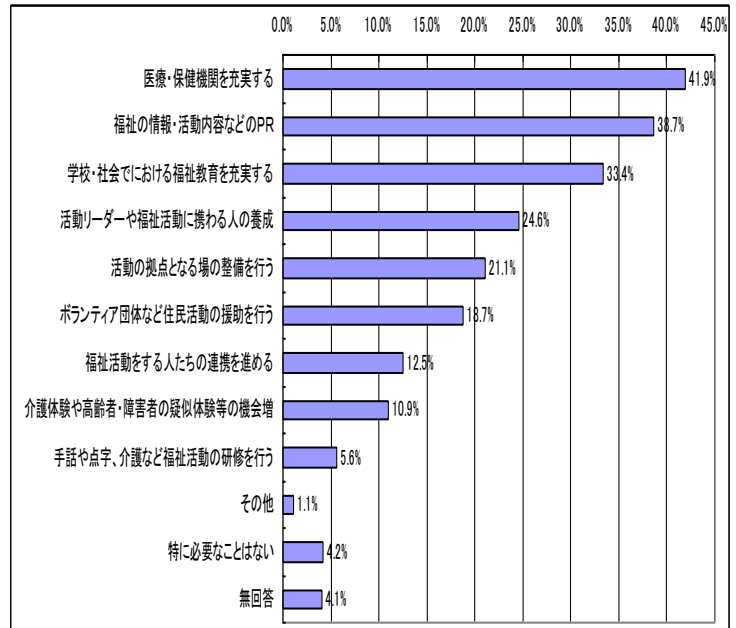
*福祉サービスを安心して利用できるために必要な事項は、“情報提供”と“相談体制”が上位を占めています。

福祉施策全般

Q. 27 ■福祉活動推進に必要な施策 (N=1923)

福祉活動の推進に必要とされる事項のトップは、「医療・保健機関を充実する」で41.9%となっています。

- 1位「医療・保健機関を充実する」41.9%
- 2位「福祉に関する情報や活動内容などをもっとPRする」38.7%
- 3位「学校や社会における福祉教育を充実する」33.4%

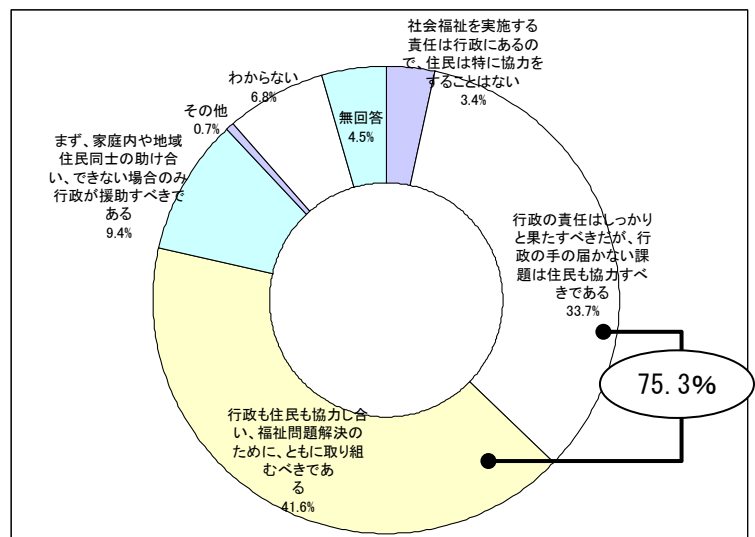


* 福祉活動推進に必要な施策は「医療・保健機関の充実」で、4割強を占めます。

Q. 28 ■行政と住民の関係 (N=887)

地域福祉サービスを充実させていくためにあるべき行政と住民の関係は、「行政も住民も協力し合い、福祉問題解決のために、ともに取り組むべきである」と考える人が41.6%となっています。

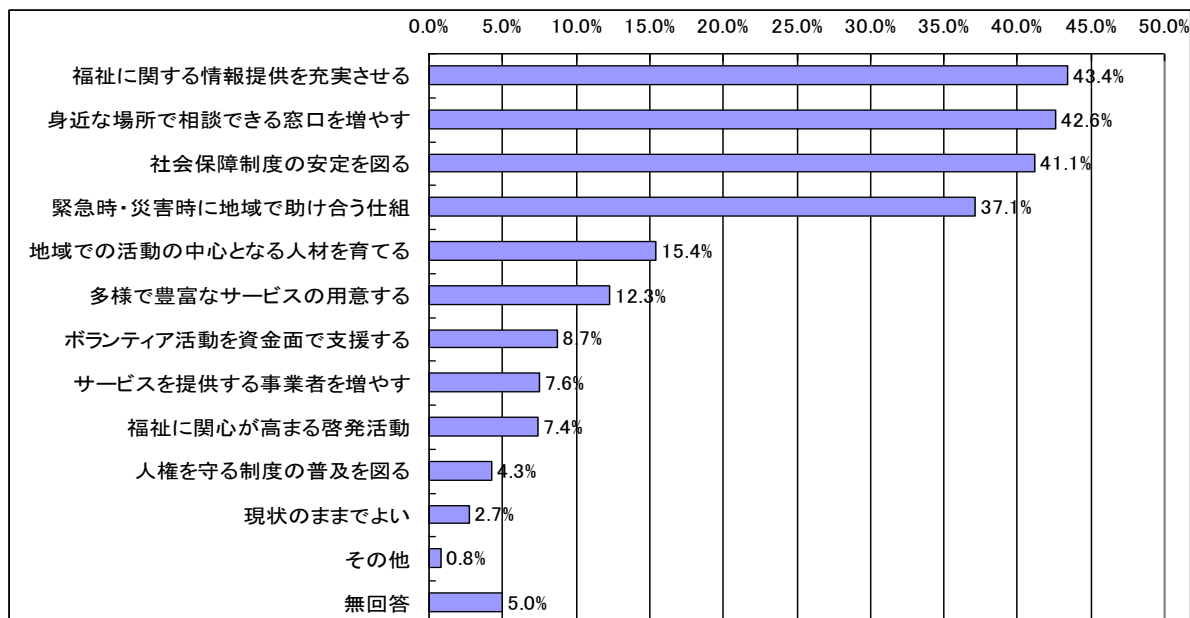
続いて、「行政の責任は果たすべきだが、行政の手の届かない課題は住民も協力すべきである」33.7%と続いています。



* “行政と住民が協力する”が4人に3人と高い割合を占めます。

Q. 29 ■ 取り組みが望まれる福祉施策 (N=2026)

取り組みが望まれる福祉施策としては、「福祉に関する情報提供を充実」が 43.4%となっています。続いて、「身近な場所で相談できる窓口」の要望が 42.6%となっております。



* 取り組みが望まれる福祉施策は

“情報提供の充実”や“身近な相談窓口”が上位となっています。

8 地域住民が考える地域福祉（住民福祉懇談会より）

【懇談会の趣旨】

地域福祉の在り方や福祉課題等の地域福祉に関する考えや意見をワークショップ方式で地域住民同士の協議によって確認した。

なお、住民福祉懇談会は地域福祉活動計画の策定主体である大月市社会福祉協議会の主催により、地区社協の単位で実施した。各会場における住民意見等を直に確認することにより、本計画への反映を図りました。

【懇談会実施日時】

実施日	対象地区	会場	参加人数
平成 24 年 11 月 9 日	笹子地区	笹子公民館	14 名
平成 24 年 11 月 10 日	真木地区	真木公民館	33 名
平成 24 年 11 月 16 日	富浜地区	富浜公民館	41 名
平成 24 年 11 月 16 日	梁川地区	梁川公民館	42 名
平成 24 年 11 月 17 日	大月地区	総合福祉センター	27 名
平成 24 年 11 月 17 日	七保地区	七保公民館	38 名
平成 24 年 11 月 22 日	猿橋地区	猿橋公民館	62 名
平成 24 年 11 月 25 日	賑岡地区	総合福祉センター	57 名
平成 24 年 11 月 30 日	初狩地区	初狩公民館	43 名

【懇談会の意見】

9 会場において実施した懇談会の中で約 360 名の地域の住民の方から、多数の意見や要望、提案等がありました。

要望提案については、「第4 施策」の方向の中の各方向に分類して掲載します。

また、懇談会では参加者の個々の意見について、グループ内の話し合いで大きな枠に取りまとめて整理を行ったことから、「第4 施策」の方向の中の各方向への掲載については、懇談会意見を「取りまとめの大枠」に合わせて掲載します。

9 地域福祉関係団体との意見交換会のとりまとめ

地域福祉関係団体

【意見交換会の趣旨】

地域において日常的に地域福祉の実践活動を行い、地域福祉の重要な担い手として、大きく期待させる団体に対して、活動状況や活動活性化の方策を確認することで、今後の大月市の地域福祉の方向性を確認するために意見交換会を実施しました。

【意見交換会実施日時】

機関・団体名	実施日時	会 場	参加人数
老人クラブ連合会	平成24年12月5日	総合福祉センター	25名
障がい者福祉の会	平成24年12月13日	総合福祉センター	16名
民生委員児童委員協議会	平成24年12月14日	総合福祉センター	9名
ボランティア協議会	平成24年12月18日	総合福祉センター	10名

【意見交換の結果】

老人クラブ連合会

■活動と役割について

老人クラブの活動は、会員自らの健康を維持し、生きがいを高め、社会奉仕活動をはじめ、スポーツ活動や文化活動等をバランスよく実施しており、地域住民の誰もがこれらの活動に参加することで、生活の喜びや生きがいを見出し、地域を豊かにする活動です。

そして、その役割は、高齢者が喜びや生きがいを共有し、健康でいきいきと生活することのほかに、高齢者同士が居住する地域の中での横のつながりを強め、自然な見守りといったお互いが助け合うことであり、地域の高齢者のコミュニティー⁹として不可欠な存在です。

■活動の活性化について

- 自ら活動に取り組む意志のある方へ情報発信により参加を呼びかける
- 地域社会の個々のつながりを担う老人クラブ活動の重要性を伝える
- 皆が魅力を感じるような活動を取り入れ参加者を増やす
- 活動の場や機会の充実によりクラブへの関心を高める
- 次世代リーダーの育成
- 活動への助成

■地域福祉の推進について

- 高齢者の生きがいを高める老人クラブ活動を通じて地域を豊かにする
- 各種の地域活動団体の中で横のつながりを強め、情報と意識の共有
- 自然な見守りといったお互いが助け合う地域社会の形成
- 福祉的なボランティア活動に生きがいを見出し、傾聴や見守り活動を実践
- 地域の福祉を推進する各種の団体との連携と情報交換

⁹ コミュニティー：共同体、共同社会のことで、地域住民が自主的に参加し、協力連携によって住みよくしていく地域社会を目的とした組織。

障がい者福祉の会

■活動と役割について

障がい者福祉の会では、障がいのある方などの社会参加に関する活動、健康維持のための体づくり教室やスポーツ大会、芸術・文化にふれて健やかな心を育てる活動等の多くの活動を行い、会員相互の「親睦」や「交流」を図っています。

また、障がい者福祉の会では障がいのある方の福祉向上のための意見交換会や学習会を開催して、福祉サービスを必要とする方の環境、年齢、及び心身の状況に応じた必要な福祉サービスの検討や、仲間の輪を広げ、それぞれの声をまとめて社会と関わっていくことを目的とした諸活動を実践しており、その活動は、障がいがある人とその家族の悩みを共有して、解決の手立てを探し出すものとなっています。

■活動の活性化について

- 障がいのある人のニーズを把握し必要なサービスを提供できる体制づくりを進める
- 公共施設等特殊建築物のバリアフリー¹⁰化による障がいのある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進する
- 地域の福祉を推進する各種の団体との連携と情報交換を行う
- 活動団体の横のつながりを強化する
- 声がけによって問題を顕在化させる
- 障がいのある人とその保護者への地域の見守りを行う
- 障がいへの理解と認識を深める
- 医療を含めた施設の充実

■地域福祉の推進について

- 障がいのある人の参加しやすいイベントづくり
- 交流・相談・活動の場づくり
- リーダー育成
- 障がいのある子ども等のある家族の方から接したり、話を聞いてもらう場所に出掛ける
- 地域が気かけ見守りと声かけを行う
- 障がいのある人が健康で生きがいを持つ
- 障がいのある人の社会参加への支援や災害時支援が必要
- 福祉意識を高めるための情報の充実

¹⁰ バリアフリー：障害のある人が社会生活をしていくうえでバリア（障壁）となるものを除去すること、建築用語として、建物内の段差の解消など物理的な障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なもののすべての除去という意味でも用いられる。

■活動と役割について

民生委員児童委員の任務は「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」とされ、住民の身近な存在として住民の側に立った相談援助を行う地域福祉の推進の役割が明文化されています。

今日の地域社会におけるつながりの希薄化や、家庭の密室化、社会的な孤立・孤独から生じる様々な問題への取り組みとして、日常的な見守り・声かけ支援に期待が寄せられているとともに、児童虐待、高齢者虐待、ひきこもり、不登校など新たな福祉の課題が生じ、その対応への期待も大きくなってきています。

また、主任児童委員は、民生委員、学校、子ども家庭総合支援センター等と連携しながら、児童虐待の早期発見や見守り活動、子育ての悩みの解消を目的とした様々な活動を行い、児童の健全育成に努めているところで、地域の中で孤立している世帯、自ら援助を求めることができない子供への支援などの役割を担っています。

■活動の活性化について

- 声かけと見守りによる地域交流を行う
- 様々な相談への対応のための研修を充実する
- 活動への理解促進や信頼関係づくりを進める
- 民生児童委員同士で支え合う
- 障がいのある人や高齢者、子ども、子育て中の母親等の手助けが必要な方々の情報を組織全体で共有する
- 地域に発信し、認知度をあげ、担い手の発掘につなげる
- 活動支援する必要な情報を可能な限り民生委員、主任児童委員に提供する
- 地域の福祉ニーズを幅広く把握し、そのニーズを活動につなげる
- 連携を図り過重となっている業務を分担し、活動内容の一層の充実を図る

■地域福祉の推進について

- 地域の障がいのある人や高齢者、子ども、母親の話し相手や支え合いの活動
- 民生委員活動と地域との連携や役割の分担
- 地域の各種の団体と連携して福祉課題の解決にあたるネットワークづくり
- 民生児童委員への住民の理解の深化
- 誰もが福祉の「担い手」であり、「受け手」でもある意識づくり

ボランティア協議会

■活動と役割について

ボランティア協議会では、地域の様々な課題やニーズに対応した活動を展開しており、人々の身近なところで気軽に参加できる活動機会を提供する地域コミュニティーです。

近年のボランティア活動への市民意識の高まりや、市民による自主的な活動の社会的意義や役割が認識されるにともなって、ボランティア協議会の活動への期待は大きなものになってきており、地域福祉の推進のための役割も大きくなっています。

■活動の活性化について

- 出来ることを出来る人が継続して行う継続の力を大切にする
- ボランティアの機会づくりと育成を行う
- 各種ボランティア講座の開催によるボランティアを普及する
- ボランティア情報の発信を行う
- 福祉への理解と関心を深めるボランティア教育
- ボランティアのニーズを把握する
- 活動の場と活動の足の確保を図る
- 観光ボランティアによる地域活性化を促進する
- ボランティア・コーディネーターの充実
- 意欲のある人や男手、若い人の取り込みと参加を促進する

■地域福祉の推進について

- 住民の「気づき」によるボランティアの実践の輪
- 地域の福祉を推進する各種の団体との連携と情報交換
- ボランティア・リーダーの育成
- 組織のネットワーク化
- アダプトプログラム¹¹等による清掃・美化活動の実施
- 地域が連携協力で行うボランティア活動

¹¹ アダプトプログラム：『里親制度』と訳される。アダプトとは『養子縁組する』の意味で、市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとした美化プログラムで、地元住民や企業が、道路や公園など一定の公共の場所を養子とみなして、愛情を込めて定期的・継続的に清掃活動を行うもの。

第3 計画の基本的な考え方

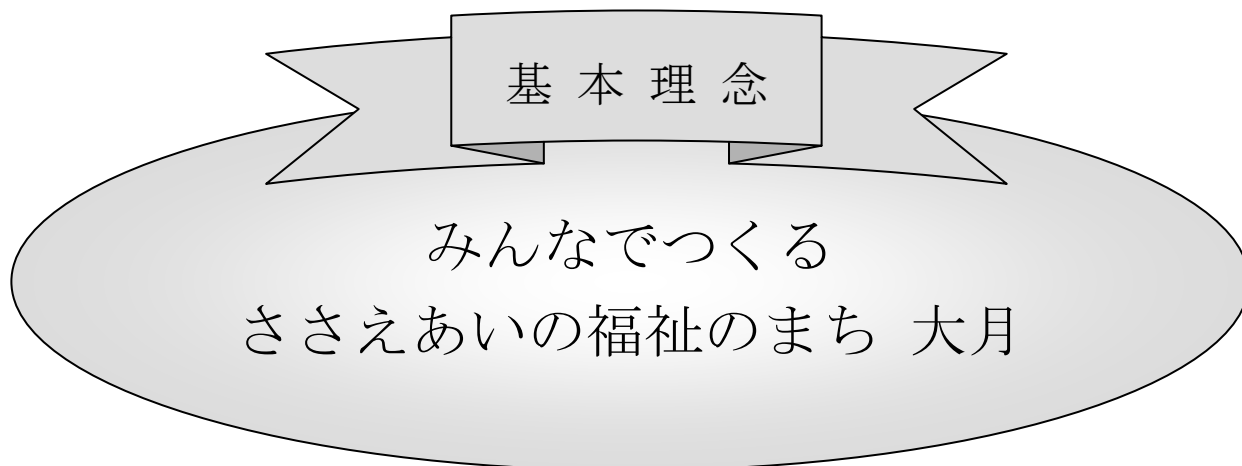
1 計画の基本理念

地域福祉を推進していくためには、多くの住民の参画・参加が必要不可欠です。それぞれの地域で、自分たちの地域にふさわしい福祉はどうあるべきかを考え（参画）、それぞれの地域の特性を踏まえつつ“地域でともに生きる社会”の実現（参加）を目指して創り上げていく必要があります。

地域福祉計画は、福祉サービスを必要とする地域住民が、地域社会を構成する一員として、日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにすることを目的として進めるもので、地域における生活課題を広く含んだ全般的なまちづくりの推進と言えます。

大月市では、平成19年（2007年）に平成28年（2016年）度を目標年次とし、本市の将来を見通した長期にわたる経営の基本を確立するために、「大月市第6次総合計画」を策定し、多様な分野にわたり、市民と行政が一体となって協働のまちづくりを実践していく必要性を謳い、「信頼と協働のまちづくり」を基本理念に掲げております。その基本計画として、具体的な施策内容を5年ごとに前期計画と後期計画に分けて策定しており、目標年次を平成23年として平成19年（2007年）に策定した前期基本計画の計画期間の終了したことにともない、平成24年（2012年）度を初年度とした後期基本計画を策定し、引き続き「信頼と協働のまちづくり」を基本理念とする中で、今後5年間の具体的な施策内容を示しました。

大月市第2次地域福祉計画では、この第6次総合計画の基本理念を踏まえ、市民アンケート等で明らかになった地域福祉の課題を、地域社会を構成する住民及び地域組織、民間事業者、社会福祉協議会及び行政の連携のもと、協働して、ささえあいながら解決することが重要性を再評価して、第1次計画に引き続きその基本理念を「みんなでつくる ささえあいの福祉のまち 大月」と定めます。



2 計画の基本目標

「みんなでつくる ささえあいの福祉のまち 大月」という基本理念のもと、以下の3つを基本目標に定め、大月市にあった地域福祉の推進を目指します。

<基本目標 1>

ともにささえあう
地域づくり

近年、少子高齢化や核家族化などで地域のつながりが薄まり、安心して暮らしていける地域づくりが課題となっています。

住み慣れた地域で生活していくためには、地域の絆や助け合いの精神を生かし、住民の「ともに支え合う」仕組みづくりが必要です。

市民アンケート結果からも、福祉への関心が高いことが伺えます。

そのため、福祉に関する情報や活動のPRや、様々な機会を通じた、福祉教育の推進、また、地域の福祉活動のリーダー的な人材を確保・育成を図っていきます。

<基本目標 2>

だれもが適切な
福祉サービスを
利用できる
仕組みづくり

大月市では、個別の福祉計画に基づいて、様々な福祉サービスや施策を展開しています。

市民アンケート結果からも、福祉サービスに対する要望や、その利用は高いものがあります。

地域で暮らす住民の誰もが、必要なときに、必要なサービスを自らの選択で利用でき、自立した生活が送れるように、福祉・保健サービスの充実をはじめ、正確でわかりやすい情報の提供や、一人ひとりの悩みや不安に対して、きめ細かな相談ができる体制づくりに取り組んでいます。

<基本目標 3>

すべての住民が
安心・安全を
実感できる
地域環境づくり

高齢者や障がいのある人、子どもや妊婦などあらゆる人たちが、暮らしの中で障がいや不便を感じることなく、生活ができるようにユニバーサルデザイン¹²の推進に努めます。

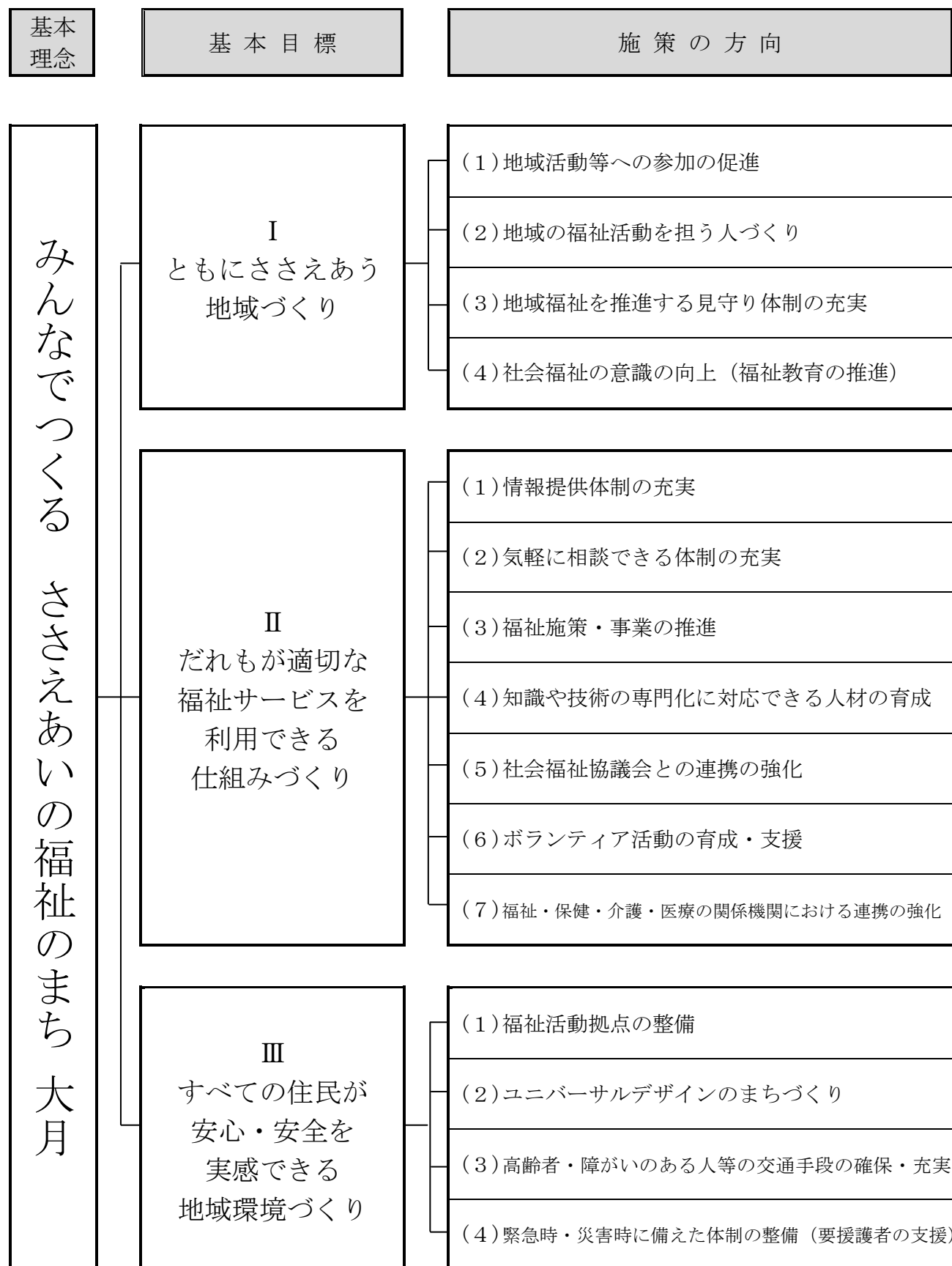
また、高齢者のふれあいの場の確保など、潤いのある生活空間の整備や、地域の福祉活動の拠点整備に努め、地域住民が地区活動や福祉活動に参加しやすい環境づくりを目指します。

市民アンケートの結果では、地域社会の役割として期待することのトップは、「緊急事態が起きたときの対応」が圧倒的でした。災害などの緊急時の対応は、生命の問

題でもあり、一刻を争うもので、行政サービスだけでは解決できるものではありません。地域住民の誰もが安心・安全を実感できるよう、地域住民との協働のもと緊急時・災害時の対応策づくりを図ります。

¹² ユニバーサルデザイン：障がいの有無、性別、年齢等に関わらず、すべての人が使いやすく利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

3 施策の体系



第4 施策の方向

施策の展開について

この計画では、その基本理念を『みんなでつくる ささえあいの福祉のまち 大月』と定めます。

その基本理念のもと、以下の3つの基本目標

- ・ともにささえあう地域づくり
- ・だれもが適切福祉サービスを利用できる仕組みづくり
- ・すべての住民が安心・安全を実感できる地域環境づくり

を定めています。

更に、基本目標のもとに「施策の方向」を定めることで地域福祉の推進を目指すこととして体系づけています。

各施策の方向については、次のように、住民・地域・行政がそれぞれの役割を担い、協働・連携して取り組むこととします。

住民：地域福祉を推進していく主体である住民は、自らが福祉のサービスの受け手としてだけではなく、担い手でもあるという認識を持ち、自分でできるものは、自らが行います。

地域：自治会・民生委員児童委員協議会、ボランティア協議会、社会福祉団体等の組織及び社会福祉協議会をはじめ、福祉サービス提供事業者等が力を合わせて地域福祉を推進します。

行政：本計画の推進には、福祉分野のみならず、保健・介護・医療・教育・環境等の生活関連分野との連携が重要であることから、関係各課との連携のもと、事業・施策に取り組んでいきます。

住民福祉懇談会の意見について

住民福祉懇談会の意見については、「施策の方向」の中の各方向ごとに分類しました。

また、懇談会では参加者の個々の意見について、グループ内の話し合いで大きな枠に取りまとめて整理を行ったことから、その意見について「取りまとめの大枠」で細分しました。

1 とともにささえあう地域づくり

(1) 地域活動等への参加の促進

ア 現状と課題

高齢化の進行に伴い、平日の日中は、地域に残っている大半が高齢者のみという地域などもみられ、近年、地域住民同士のつながりの重要性が高くなっています。

住民同士のつながりの深まりは、地域の助けあいにつながり、地域住民の交流の場を充実させていくとともに、様々な活動に積極的に参加していくことが重要です。

アンケート結果では、育成会、老人クラブ等のそれぞれの参加状況は、対象者の属性に限られていることもあり、低い結果となっていますが、地区の組での活動には、高い割合で積極的に参加していますが、その割合は前回調査より低くなっており、地域に昔のようなコミュニティを復活させ、住民それぞれが地域の活動や行事に“積極的に”参加していくことが必要です。

なぜなら、地区の組での活動に参加している割合が高い地区ほど、近所づきあいの満足度も高くなっているところで、地区の組での活動意欲が、地域の助けあいの意識につながっており、満足度の高い日常が確保されることになるからです。

積極的に地域の活動や行事に参加したり、声かけ運動をしたりするなど、個々の意識への働きかけが大切です。その上で、地域ごとの生活課題等を、地域内のネットワーク化を図ることで共有化し、早期解決に導いていくことが求められています。

イ 施策の方向

住民	● 地域の一員として、役割を担っていることを実感できるよう、地域で取り組む活動や行事に参加しましょう。特に若者や男性の積極的な参加に心がけましょう。 ● 既存組織の活動だけにとどまらず、趣味や生涯学習の成果を発表できる場の一つとして、福祉活動にも積極的に参加しましょう。 ● 地域の交流イベントなどに、隣近所で誘いあって参加しましょう。 ● 地域の伝統や慣わしを、子どもたちに伝えましょう。 ● 専門的な知識や援助技術を身につけた住民は、地域の学習会の講師等を積極的に引き受けましょう。
地域	● 地域組織、団体活動を通じて、ふれあい・交流の機会を増やしましょう。 ● 地域における活動や行事において、より多くの地域住民が参加できるよう、開催時期や時間、内容の見直しや充実に努めましょう。 ● 地域の歴史や文化、言い伝え、行事等の伝承活動を進めましょう。 ● 学校や福祉施設と協力して、世代間交流の機会を設けましょう。 ● 地域の活動団体の情報を身近な場所で提供し、住民の参加を促進しましょう。
行政	● 交流イベントや地域活動の参加を促進するため、広報誌等を通じてPRに努めます。 ● 伝統文化の伝承や福祉の学習会、地域の行事等、地域住民による活動を支援します。 ● どの地域でどのような活動が行われているかの情報等を、わかりやすく提供します。 ● 勤労者の地域参加を促進します。

ウ 懇談会の意見 「1－(1) 地域活動等への参加の促進」

【心がけ】

- ・集まる楽しみをつくって、各自が率先して行動し活性化する
- ・気軽に声をかけてもらえるように年寄り自身も地域に交わっていく
- ・特技を生かして、積極的に参加

【創造】

- ・昔ながらの地域行事を復活させる
- ・男性が参加しやすい雰囲気づくりに努める
- ・子どもから高齢者、障害のある方、子育てする母親が集うサロンやイベントづくりをする

【取り組み】

- ・皆が率先して行動し、1つでも2つでも取組として立ち上げる
- ・伝統行事、食を通しての文化継承等の伝承が必要
- ・多世代であったり、機関・団体であったり、枠を超えた交流を図る
- ・お見合いパーティーの開催
- ・具体に取り組めるシステムとして住民すべてによる見守り活動を行う

【取り込み】

- ・学校に地域住民が集まれる活動が必要
- ・母親だけが参加でなく、父親の参加を図る
- ・障がいのある方への理解と社会参加の支援

【拡大】

- ・生き生きサロンで学童保育や子育てサロンが行われ、皆の集う場所となるといい
- ・防災・見守り活動に中高生の参加を促す
- ・地域住民が主体的に参加して、元気なお年寄や同級生、子ども・若者を巻き込んで活性化を図る

(2) 地域の福祉活動を担う人づくり

ア 現状と課題

地域福祉の推進にあたっては、性別、年齢、国籍などに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として、あらゆる場面に参加していくことが重要です。

しかし、本市では高齢化の進行のほかに、若い世代が市外へ転出していくことで、高齢者のみの世帯が取り残される過疎化の進行が懸念される地域もあります。

福祉意識の向上により、次代を担う子どもたちの福祉のこころの育成を図ることも重要ですが、そのための少子化をくいとめる対策も必要になっています。若い世代が働くことのできる場の確保や、結婚相談の充実、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりなど、連動した対策を図っていくことが求められます。

一方、高齢化の進む地域においては、高齢者同士であっても個々にできることを提供し、できないことは助けてもらうなど、相互に助けあうことができる意識を、現状の中で育んでいくことが必要です。

また、団塊世代と呼ばれる人たちが、高齢期を迎えることになります。

この世代がこれまでに蓄積してきた技術や経験を、今後は自分たちが地域に還元していく役割を担うという意識のもと、地域活動等への積極的な参加を進め、地域福祉を支える人材として先頭に立って取り組んでいくことが、大いに期待されます。

イ 施策の方向

住民	- 誰もが、地域で役割を担っている地域の一員であることを認識し、地域活動に取り組みましょう。 - 活動に必要な知識や技術を持つ人材を把握し、地域活動への参加を呼びかけましょう。 - 長年地域活動を行っている人は、これまでの活動で培った知識や経験を次世代に伝え、その活動が地域に根づくように努めましょう。
地域	- 地域単位で、年代毎にリーダーを育てましょう。 - 地域の人材を発掘し、紹介、活用を進めましょう。 - 各種組織、団体の後継者となる人材として、若年層を含めて育成しましょう。 - 高齢者が人生で培った知識や経験、技術が活かせるような環境をつくりましょう。
行政	- 各年代のリーダー育成活動の必要性について、啓発を行うとともに、ボランティア・リーダー研修を実施します。 - 新たなリーダーとなる人材を発掘・育成します。

ウ 懇談会の意見 「1－(2) 地域の福祉活動を担う人づくり」

【活用】

- ・元気な人をいかに取り込んで人材を確保するのが問題
- ・昼間の地域にいるのは子どもと高齢者であり、中学生は大きな防災の力となる
- ・特技を生かして、積極的に参加する

【不足】

- ・地域の中に相談できるリーダーがいるといい
- ・要援護者支援の役割を決めることが必要、災害時を想定したチームづくりを行う

【少子・高齢化】

- ・多くの方が住み慣れた地域で暮らし続けたい、若者が住める対策が必要
- ・高齢化で福祉サービスだけでは限界、皆が出来ることを一緒にやってすることが必要
- ・子どもから高齢者が集うサロンを目指して、小さい子どもがやってくるような仕組みをつくる

(3) 地域福祉を推進する見守り体制の充実

ア 現状と課題

地域で、子育てをしている人をはじめ、高齢者、障がいのある人など、支援を必要とする方たちが多く暮らしています。こうした支援が必要な人たちが地域で安心して暮らしていけるよう、問題を早期に発見し、対応していくための活動が求められています。

アンケート結果や住民福祉懇談会からも、近所の人にしてほしいお手伝いは、「声かけ」の意見が最も多くなっています。

また、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者および障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにも、地域ぐるみの見守り体制を構築していく必要があります。

体制づくりとしては、地域の活動内容は多岐にわたっており、それぞれのできる範囲での活動が展開されています。

地域課題もまた、多岐にわたっており、ひとつの機関や団体での取り組みだけでは解決が困難な問題には、複数の機関・団体の連携・協働により、共有化されることで、早期の解決が可能になり、よりきめ細かい活動効果が期待されます。

アンケート結果でも、地域で活動している機関・団体間の横のつながりが乏しく、各機関・団体の代表が共通意識を持つことの必要性が挙げられていました。

地域行事や地域活動への参加を通じて、住民が相互の関係をつくるとともに、それぞれの地域活動が、情報を交換しあい、地域全体の活動として地域福祉を進めていくためには、ネットワークを構築していく必要があります。

イ 施策の方向

住民	・ 日ごろから地域の子どもの気をかけ、見守り活動に参加、協力しましょう。 ・ 隣近所、地域内でお互い様の意識が根付くように声かけを行いましょう。 ・ 地域の民生委員児童委員について、知るように心がけましょう。 ・ 支援を要する方が身近にいる場合、地域の関係機関・団体、行政へ連絡しましょう。
地域	・ 子ども、高齢者、障がいのある人等への見守り活動を地域全体で気に掛け、互いに目配りするよう、組織的に展開します。 ・ 小・中学校の登下校の時間に合わせて外出するなど、見守り活動を行います。 ・ 地域の課題を共有し、課題の解決に努め、地域だけで解決できない課題に対しては、市や社会福祉協議会などに情報を提供するなど、必要に応じた助けあいができるよう、連携を図りましょう。 ・ 地域の関係機関・団体が横のつながりを持てるよう、情報交換や交流を図りましょう。
行政	・ 関係団体と連携し、見守りネットワークづくりを支援します。 ・ 子ども家庭総合支援センターの充実により子どもの見守り体制を支援します。 ・ 高齢者、障がいのある人の見守り活動、児童・生徒の登下校時の声かけ運動などを支援します。 ・ 市民が住みやすく、お互いが支え合い、助け合うまちづくりのため、自治会活動の強化やボランティア団体、NPO¹³法人を育成し、地域コミュニティのネットワーク化を促進します。 ・ 情報のネットワーク化を図り、地域情報の収集・提供のための整備を進め、市民が自主的・自発的に社会活動できるような仕組みをつくりまします。 ・ 地域で活動している関係機関・団体への積極的な情報提供と支援を充実します。

ウ 懇談会の意見 「1－（3）地域福祉を推進する見守り体制の充実」

【あいさつ】

- ・ お互いさまの意識が基本、声をかけ、思いやり、支え合う仕組みをつくる
- ・ お互いが理解できる地域づくりのための声かけ、そして、よく聞く

【見守り】

- ・ 隣近所の付き合いからの見守りをする
- ・ 地域全体で見守りとしてお互いに目配りし、高齢者や障がいのある人や子どもなどを見守る

【行動】

- ・ 地域行事への参加や、清掃活動や力仕事の手助けをする
- ・ 地域でのラジオ体操の実施による安否確認

【つながり】

- ・ 昔のような隣近所で支え合うつながりの深い、目に見えるお付き合いが出来る地域をつくる
- ・ 少しだけ気に掛ける部分を多くして『我慢しているのかも』ということをお願いする

¹³ NPO：福祉、教育、文化、観光など様々な分野において継続かつ自発的に非営利で活動する団体。

(4) 社会福祉の意識の向上（福祉教育の推進）

ア 現状と課題

アンケート結果では福祉への関心が高く、「とても関心がある」と「ある程度関心がある」をあわせると、約8割の方が関心を持っています。また、近所で手助けを必要とする家庭に対して、支援したいという意識を持つ人が半数近く、支援意向が高いと言えます。さらに、全国的には地域におけるコミュニティ力の低下が叫ばれる近年にあって、日ごろから助けあっている割合も3割以上という状況にあります。

一方で、本市においても高齢化が進んでおり、高齢化率は平成17年の国勢調査において25.5%（県は21.9%）となっておりましたが、平成22年国勢調査において29.5%（県は24.5%）と上昇しており、障がいのある人も増加傾向にあります。こうした状況の中で、地域福祉を推進していくためには、お互いに助けあう意識を高めていく必要があります。

そこで、福祉についての講座やイベントなどの機会を通じた広報・啓発の充実を図り、福祉意識をより高め、市民の積極的な参加を進めていくことが重要になっています。

また、将来の地域福祉を担う子どもたちへの福祉教育により、福祉意識の向上に努めることが重要です。子どもが他人を思いやる心を持つことができる人へと成長していくためには、少しでも早いうちから、福祉意識の醸成について取り組んでいく必要があります。

福祉教育は、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの立場に立って、早期に取り組むべき課題です。家庭では親子のふれあいを通じて、基本的なルールを身につけ、学校では折に触れて福祉に関する教育や体験学習を実施し、地域では声をかけあって世代を超えて地域行事に取り組むなど、そして行政において、これらを連携させるとともに支援することで、自然に助けあうことのできる社会づくりが大切になっています。

イ 施策の方向

住民	● それぞれが地域に貢献する役割を認識し、地域や行政で開催する福祉行事に積極的に参加しましょう。 ● 「向こう三軒両隣」の意識で、近所づきあいを大切にしましょう。 ● 家庭の中でのふれあいを大切にし、家族で会話する時間をつくりましょう。 ● 年代を問わず、積極的に福祉行事に参加することで、世代間の交流を促進しましょう。
地域	● 日頃から、地域で高齢者や障がいのある人たちとの関わりを持ち、高齢者や障がいのある人への理解を深めましょう。 ● 学校等の取り組みに協力して、子どもたちの福祉への関心を高めましょう。 ● 地域において、福祉教育に関する勉強会や研修会等、福祉学習の機会をつくりましょう。 ● 福祉施設の地域への開放や交流を進め、ボランティアや体験学習を促進しましょう。 ● 一人暮らしでも安心して暮らし続けられるように地域での気配りを行いましょう。
行政	● つながりを大切にした「ともに生きていく」社会感を築くことを方向として、様々な機会を通じてその意識の普及、啓発に努めます。 ● 社会福祉意識の高揚を目指し、あらゆる福祉問題に正しい理解と認識を深めるため、様々な機会を通じて社会福祉意識の普及、啓発に努めます。 ● 学校教育や生涯学習については、差別や偏見をなくす人権尊重の基本的な考え方に基づいて、児童・生徒の発達段階や、地域の実情に即して推進します。 ● 学校教育や生涯学習の場に、高齢者など、知識や経験の豊かな人材を活用します。

ウ 懇談会の意見 「1－(4) 社会福祉の意識の向上（福祉教育の推進）」

【意識する】

- ・ 地域で暮らし続けるために、地域での仕組みづくりを考える必要がある
- ・ 地域の何気ない気遣い・理解で、支え合って地域で暮らしていける

【意識づける】

- ・ 地域は皆の営みがあつてはじめて成り立つ、自分たちの役割を考え、人を資源と考えることが大事
- ・ 一人でも安心して暮らせる地域について皆で話し合い、お互いが理解できる地域をつくる

2 だれもが適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

(1) 情報提供体制の充実

ア 現状と課題

福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために必要なこととして、アンケートでは「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報」「相談できる場所や相談員の情報」「福祉サービスを提供する事業者の情報」と、上位3項目は情報に関する項目が占めています。

サービスを安心して利用できる仕組みづくりが大切であり、その仕組みづくりに重点を置いて取り組むことが情報提供体制の構築であると言えます。

日常における様々な課題の中で、サービスを必要とする場面は多数発生しています。サービスを必要としている市民が必要なサービスに関する情報を、必要な時に手軽に得ることができる体制づくりが重要です。

また、必要となるサービスは多様であることから、軽微な生活支援から高度な専門性を必要とする場合まで、個々の要望に沿った内容がスムーズに入手できるような、あらゆるケースを想定したきめ細かで、かつ広範な情報提供体制の確立を目指します。

イ 施策の方向

住民	- 福祉教育に関する学習等の機会に積極的に参加し、知識の習得に努めましょう。 - 悩みや不安、サービスの必要性などの情報を積極的に発信し、地域とのかかわりを多くしましょう。 - 暮らしやすい地域を目指して、地域で必要な情報を伝えあいましょう。 - 広報誌や回覧板等に必ず目を通しましょう。
地域	- 地域内で活動する方の活動の内容やイベント開催などの情報を集約し、地域住民に伝えましょう。 - 情報が途絶えがちになるひとり暮らしの高齢者等と、日頃からコミュニケーションを図り、必要な情報を伝えましょう。 - 情報提供における個人情報を保護しましょう。
行政	- 市の広報誌やホームページによる情報提供においては、難しい表現を改め、わかりやすくする。また、視覚、聴覚に障がいのある人への情報提供やインターネット未利用者等への情報提供の在り方に配慮し、対象年代に応じた多様な情報提供の在り方を検討する等、一層の充実を図ります。 - 市役所、出張所等の拠点施設の環境を整備し、市民への情報提供を迅速に行います。 - 情報提供における個人情報を保護します。

ウ 懇談会の意見 「２－（１）情報提供体制の充実」

【発信】

- ・近所の人に、元気サインを送る
- ・欲しい情報・届けたい情報を定期的に発信して、理解を図り不安を払拭する

【受信】

- ・プライバシーに対する対応が難しく、問題を抱えている家庭・困り事がわからない
- ・皆の関心を高めることが必要

【整理】

- ・地域に集いの機会を増やすことで情報交換が出来、地域の把握が出来る

(2) 気軽に相談できる体制の充実

ア 現状と課題

地域の中には、子育てについて、健康について、介護について、日常生活について等、各家庭で、また個人で抱える不安、悩みなど様々な課題があります。その中には福祉サービスを要するものもあれば、医療等の専門的分野に及ぶものもあり、スムーズかつ広範なサポートが必要になっています。

アンケート結果では、生活上で困ったり、福祉サービスが必要になったりしたとき、家族や親族以外の相談先として「市の相談窓口や職員」が半数を超える回答でトップになっています。まず、市の相談窓口が挙げる人が多いことから、その先の対応が重要であり、内容に応じた受け渡し等、スムーズな対応を図ることができる仕組みづくりが求められます。

そのためには、医療や保健、福祉、各分野との連携を図ることで受け入れ態勢を万全にすることが大切であり、市民が躊躇なく、気軽に相談できる環境を整備していくことが重要です。そして、相談しやすい状況をつくるために、相談体制についてPRしていくことも重要と言えます。アンケートの中には約1割が「どこに相談して良いかわからない」との意見もありました。

また、相談は、出向いてもらうことだけにとどまらず、個別面接や電話相談、家庭訪問等、市民の状況やニーズに沿った形で対応していくことが大切です。

イ 施策の方向

住民	● 日頃から家庭や近所でコミュニケーションを図り、相談できる相手をつくりましょう。 ● ひとりで悩まず相談するように心がけましょう。 ● 地域の相談窓口を知り、活用しましょう。 ● 民生委員児童委員の要援護者に対する支援などの活動を理解し、身近な相談員として活用しましょう。
地域	● 情報が途絶えがちになるひとり暮らしの高齢者等と、日頃からコミュニケーションを図り、信頼関係を築きましょう。 ● 民生委員児童委員は、主体的に訪問活動などを行い、要援護者の把握や支援に努めましょう。 ● 地域から孤立するような家庭に注意して、相談窓口の活用を促しましょう。
行政	● 多様化する問題に対応するため、専門的な相談に対応できる人材の確保や、専門機関との連携に努め、総合的な相談窓口として充実を図ります。 ● 民生委員児童委員が地域において、住民の身近な相談員として役割を果たせるよう、活動を支援します。 ● 福祉サービス提供事業者や医療機関など、住民の身近な場での相談支援との連携を図ります。 ● 相談を要する様々なケースに対応できるよう、個別面接や電話相談、訪問など、多くの形式で相談を受けることのできる体制を整備して潜在する問題への対処を行います。

ウ 懇談会の意見 「２－（２）気軽に相談できる体制の充実」

【充実】

- ・相談窓口がない、どこに相談していいのかわからない、気軽に相談できる体制が必要

【仕組み】

- ・言っても無駄、迷惑がかかるから我慢するという潜在する問題を拾いあげてやりたい
- ・制度ごとではないワンストップサービスの窓口づくり
- ・専門員による世帯状況に応じた相談相手がいるといい
- ・かつて地域に多くいた「おこもりさん」と呼ばれ、小用で外出するときに、小さな子供を預かってくれたり、留守の家で子守りをしてくれるような人がいるといい

【ひと】

- ・援助としてどこまで手を差しのべていいのかわからない、接し方がわからない
- ・引きこもり等の理由からの孤立防止

(3) 福祉施策・事業の推進

ア 現状と課題

福祉施策・事業には、高齢者、障がいのある人、児童、母子・父子家庭を対象にしたもの等、様々あり、ひとつでも多くのニーズに応えられるよう、現在、本市では、『大月市地域子育て支援計画（次世代育成支援対策行動計画）』、『高齢者福祉計画・介護保険事業計画』、『障害者福祉計画・障害福祉計画』などの個別の福祉計画に基づいて、様々な施策や事業を展開し、福祉の充実に努めています。

地域福祉では、地域の実情を踏まえた施策・事業の適正な配置が必要になります。地域の実情に沿った事業内容を展開していくことで、市全体として偏りのない福祉のまちを目指していくことができます。

アンケート結果からも行政と住民との関係について4人の3人が「協働によって福祉サービスが充実する」との認識を抱いています。

地域の実情を把握し、需要を確認した上で、今後もサービスの種類や内容を検討しながら、支援が必要な人に必要なサービスが継続的に提供していくことができるよう努める必要があります。

イ 施策の方向

住民	- サービス利用について福祉サービス提供事業者や施設に対する正しい理解と、制度に関する正しい理解を深めるため、情報収集に努めましょう。 - 支援する側、受ける側と地域に住む人同士で垣根を作らないよう、助けあい・支えあいの地域をつくりましょう。
地域	- 自分のまわりに支援を必要とする方がいる場合は、民生委員や地域の方に相談してサービス利用を勧めましょう。 - 公的なサービスでは支援しきれない部分について、地域で支援していくことができるよう地域で話し合いましょう。 - 福祉サービス提供事業者や施設は地域社会の一員として活動に参加し、ともに地域課題を解決していく視点で、地域に根ざした運営を進めましょう。
行政	- 多様化するニーズの把握と対策に努めます。 - どのようなニーズがあるのか、また、どのようなサービスが求められているのか、必要な情報を的確にとらえ、提供します。 - 子育て、高齢者、障がいのある人、それぞれの支援事業の充実、強化に努めます。また、必要なサービスを、住民が気軽に受けられる環境づくりを行います。

ウ 懇談会の意見 「2－(3) 福祉施策・事業の推進」

【新たな整備と改修の要望】

- ・高齢者が集える場所を作してほしい
- ・地区の役員に老人の家に出入りできる権限があればいい
- ・階段・トイレ等に高齢者配慮がない
- ・高齢社会に向けて、今から声をかけ、思いやり、支え合う仕組みをつくらないと間に合わない
- ・現実として税を主張する意見はあるが、住民自治が地方分権の基本であって地域福祉とは地域の福祉力を高めることが大事
- ・障害も持った人が日中過ごすことができる場所を増やす
- ・老人ホームの充実
- ・安否確認のため新聞配達員や郵便配達員との連携
- ・一人暮らしの安否を定期的に確認する体制づくり
- ・障がいのある人が参加しやすいイベントづくり
- ・地域版学童保育の検討
- ・子育てサロンの設置
- ・具体に取り組めるシステムとして住民すべてによる見守り活動を行う

【生活】

- ・地域活動中の事故が心配
- ・雪かきした雪の捨て場所がない
- ・煩雑な手続きの簡略化
- ・男手のない家庭の出来ないことを気軽に頼めるサービスづくり

【賑わい】

- ・高齢者が集まることのできる場所の創出
- ・子どもの遊び場がすくない
- ・駅がバリアフリーであれば高齢者や障がいのある人の外出が楽になる
- ・街灯が少ない、明るくして歩けるようにすることで健康が維持される

【空き家・空き地の活用】

- ・空き家を活用した地域拠点づくりで、子ども・若い人・高齢者の合同サロンの開催
- ・耕作放棄地・空き家を活用した直売所の設置

【活力（少子高齢化対応）】

- ・多くの方が住み慣れた地域で暮らし続けたいと願っている、生活支援を皆で行う
- ・65歳は年寄りではない、元気な高齢者が多くいることは良いこと、孫がやってくるような仕掛けづくりが必要
- ・医療不足が高齢者を苦しめている、また、少子化の原因となっている
- ・若い人が少ない中で元気な高齢者でがんばる

【あればいい】

- ・各地域を担当する医療や、通院の送迎、医師に病状説明を行うサービスがあればいい
- ・病院・医療の充実

(4) 知識や技術の専門化に対応できる人材の育成

ア 現状と課題

福祉サービスの充実が求められる中、その提供システムを支える人材の育成が必要になっていきます。

福祉に携わる人材の確保と育成が重要課題のひとつであり、きめ細かく、かつ多様なケースに応じられるよう、質の向上に向けた研修機会の充実を図る必要があります。

さらに市の職員の意識を向上させていくことも重要です。市民との対話の機会を積極的に設けるなど、地域を肌で感じ、市民との豊かな人間関係を築く環境づくりを進めます。

イ 施策の方向

住民	地域福祉活動上必要となる知識・技術について、積極的に学んでみましょう。
地域	- 社会福祉法人等の福祉サービス提供事業者は、専門的な知識や技術をもった職員を活用し、地域活動に役立てましょう。 - 地域の潜在的な人材を発掘し、地域における課題に対応できる人材の育成につなげましょう。
行政	- 福祉サービス提供事業者や専門職の資質の向上のための研修会を実施します。 - 専門職員の質の向上を目指し、研修、講習会の充実を図ります。 - 家庭における適正な児童教育、その他の児童福祉の向上を図るとともに、児童福祉に関する相談指導業務をおこなう家庭児童相談員の育成をします。 - 民生委員児童委員は、地域において障がいのある人や高齢者の話し相手になったり、支え合いの中心になって活動していますが、さまざまな相談にも対応できるよう、研修会及び相談対応の支援を図ります。 - 地域のボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの育成をします。

ウ 懇談会の意見 「2－(4) 知識や技術の専門化に対応できる人材の育成」

【活用】

- ・人をいかに取り込み、確保するのが問題
- ・住民団体の中で地域の福祉の担当、見守りの担当をつくれるといい

【不足】

- ・要援護者支援の役割を決めることが必要
- ・各組・自治会などの生活地域ごとに民生委員の配置があればいい

(5) 社会福祉協議会との連携の強化

ア 現状と課題

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて、地域福祉の推進・向上を目的に設置された社会福祉法人であり、地域福祉を推進する中核機関として位置づけられ、市と協働して本計画の推進を図るとともに、その推進の過程で、市民や各種団体組織の調整役としても大きな期待が寄せられています。

現在、大月市には地区社会福祉協議会が10地区に設置され、市の社会福祉協議会と連携を図りながら、地域の課題解決に向けて取り組んでいます。

地域により、課題やニーズは異なりますが、まず住民自らが自分たちの地域の課題やニーズを主体的に捉え、解決のために相互の関係をつくり。その上で、社会福祉協議会が中心となって地域活動のネットワークづくりを進めていくことが、地域福祉推進の基盤となります。

各地区のこのような活動に対し、社会福祉協議会では、情報の提供、必要な財政支援、地区社会福祉協議会相互間との連絡調整を行っています。

今回のアンケート結果でも、社会福祉協議会への相談窓口としての期待があり、社会福祉協議会を地域福祉推進のための中核的役割を担う組織として位置づける上で、より連携強化が必要になっています。

イ 施策の方向

住民	社会福祉協議会の仕組みに関心を持ち、情報収集や地域の課題についての相談など、積極的に活用しましょう。
地域	- 各地区社会福祉協議会と連携を図るとともに、関係組織・団体とのネットワークの構築を進めましょう。 - ボランティアコーディネート¹⁴機能の充実を図りましょう。
行政	- 社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、及び福祉サービス提供事業者、関係団体との連携・調整を行います。 - 社会福祉協議会を地域福祉推進のための中核的役割を担う組織として位置づけ、積極的な活動の展開を期待し、その活動について支援を行います。 - 社会福祉協議会の活動内容を周知します。

ウ 懇談会の意見 「2－(5) 社会福祉協議会との連携の強化」

【充実】

- 市と社協の綿密な横のつながりにより、地域福祉の推進団体の意見の取り込みができる
- 各種団体の組織化が出来れば人のつながりが増え、地域住民の連携した見守りが可能

【模索】

- 自治会の横のつながり、連絡・協議を実施して災害時を想定した支援チームづくりが必要
- 社協の存在・役割が理解されていない

¹⁴ コーディネート：さまざまな活動のある一定の方向に組み合わせ、全体を調整することで、適切な福祉サービスとそのサービスを必要としている人をつなぐ役割。

(6) ボランティア活動の育成・支援

ア 現状と課題

アンケート結果によると、本市における福祉への関心は、全体的に高くなっていますが、ボランティア活動に参加している人の割合は約17%と多いとは言えない状況にあり、過去に参加していた人をあわせても4割に満たない状況で、「参加したことがない」とする方の割合は、約6割に及ぶ状況です。

参加していると回答した人の年代も60代以上の方の割合が約65%と高く、偏っている傾向が見られます。

「現在参加していない」または、「参加したことがない」とする理由は、「機会がないから」が高く、十分な機会の提供と確保が求められます。

また、参加意向は、「どちらかといえば参加したい」を含めると約半数程度の意向があり、意向に応じるためにも、ボランティア機会の充実とPRが必要と言えます。

そして、ボランティア活動が活発になるために必要なことは、「活動内容の充実」「情報提供・活動の場の提供」「地区ごとの拠点」となっているため、地域の中の潜在的な人材を発掘して、活動の機会を増やし、活動に関する情報を広く発信していくことで参加の増加を促していくことが重要です。

このような中、地域福祉の新たな担い手として、学生ボランティアへの高い関心があります。若者のボランティア活動への参加が少ないことから、大きく期待されています。

ボランティアにより多くの参加を得ることで地域福祉そのものを支える人材が増え、お互いが支え合うという意識が市全体に浸透していくように、ボランティア活動の充実を支援します。

イ 施策の方向

住民	● 声かけや手助けなど、日常における小さなボランティア活動を心がけましょう。 ● 地域で行われているボランティア活動に目を向け、自分でできるボランティア活動を見つけ、参加しましょう。 ● ボランティア活動講座、体験事業等へ積極的に参加しましょう。 ● 学生ボランティアは地域を支える活動の意義を学ぶことができる機会であり、積極的に参加しましょう
地域	● 地域のボランティア活動の活性化を図るため、回覧板や自治会活動の拠点となる場所に活動内容を提示するなど、周知に努めましょう。 ● ボランティアの効果的な活動を図るため、情報の共有化を進めましょう。 ● ボランティア活動講座、体験事業等への参加を呼びかけ、ボランティア活動のきっかけづくりとなるよう働きかけましょう。 ● 団塊の世代を地域活動の即戦力としてとらえ、組織づくりや活動について、積極的な参加を呼びかけましょう。
行政	● ボランティア同士の交流の場を確保・提供するとともに、必要な人に必要なサービスが行きわたるようにボランティア・コーディネーターの体制整備を図ります。 ● ボランティア意識の向上のために、幅広い世代に向けて、様々な方法を活用した情報発信を行います。 ● 社会福祉協議会と連携し、より効果的な活動となるよう、ボランティア組織のネットワーク化を進めます。 ● 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動を支援します。 ● 幅広い選択ができる参加機会の拡大について検討します。 ● 社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座等を実施して、ボランティアの質の向上を図ります。 ● 学生ボランティアサークル等との連携を図ります。

ウ 懇談会の意見 「２－（６） ボランティア活動の育成・支援」

【育成】

- ・ 地域ボランティアを共に行う

【支援】

- ・ 地域住民が主体的地域活動に参加し、ボランティアが集まり、地域活性の拠点となる

(7) 福祉・保健・介護・医療の関係機関における連携の強化

ア 現状と課題

地域における課題は、高齢者介護や子育て、障がいのある人への支援など様々ですが、特に高齢化の著しい本市では、個人個人ができるだけ長く、健康で快適な日常生活を維持できることが重要と言えます。そのためには、福祉の視点だけでなく、医療・保健機関との連携が必要不可欠です。

アンケート結果によると、地域の助け合いや福祉活動を進めるために必要とされる事項のトップは「医療・保健機関の充実」で、約4割が必要と考えています。特に、アンケートの自由意見や住民福祉懇談会の意見でも、病院の充実を大きな課題とする意見が多くありました。

地域課題が複雑であればあるほど、専門的なサポートが求められるため、幅広い課題にあらゆる面できめ細かな対応を図れるよう、医療・保健、また福祉サービス提供事業者など福祉に関わる様々な機関との連携強化を図っていくことが大切です。

イ 施策の方向

住民	- 受けようとする医療や福祉サービスの内容と意義をよく理解し、定期的な健康診断と必要となる適切なサービスを自ら選択しましょう。 - 健康づくりや生きがいづくりに取り組みましょう。
地域	- 各関係機関の連絡会議などにおいて、分野間の情報交換と問題の共有化を図り、役割分担を確認しましょう。 - 福祉サービス提供事業者は、適切な福祉サービスの提供を図るために必要な情報を利用者に提供し、一方で利用者の同意のもと、個人情報の保護に留意しつつ、情報交換を必要に応じて行いましょう。
行政	- 福祉・保健・介護・医療等にかかわる様々なサービスを、総合的、継続的に提供できる地域包括ケア体制¹⁵を整備します。 - 複雑多様化する問題に対応するために個人情報の保護について十分留意した上で、必要な情報が関係機関で共有化できるような連携を図ります。

ウ 懇談会の意見 「2－(7) 福祉・保健・介護・医療の関係機関における連携の強化」

【充実】

- ・学校と地域の連携、地域福祉の推進団体での連携のみでなく行政間での連携へ期待
- ・高齢化で福祉サービスだけでは限界、皆が出来ることを一緒にして福祉が出来る

【模索】

- ・住民団体の中で地域の福祉の担当を決め、福祉の仕組みとして継承していけるような合意が地域でできるといい
- ・災害時を想定したチームづくり

¹⁵地域包括ケア体制：地域住民に対し、保健サービス(健康づくり)、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み

3 すべての住民が安心・安全を実感できる地域環境づくり

(1) 福祉活動拠点の整備

ア 現状と課題

地域福祉推進の基となる住民参加の福祉活動が、安全に、かつ円滑に行えるよう、福祉活動拠点を整備していく必要があります。

現在、地域の福祉活動の拠点として地区社会福祉協議会を設置していますが、地区によっては上手く機能していないところもあります。今後は、地区社会福祉協議会の存在をPRし、それぞれの活動の活性化に努める必要があります。

また、本市では、少子化の傾向も顕著であることから、小中学校の適正配置（統廃合）をすすめています。それにより、利用されなくなる学校等を福祉活動の拠点として活かしていくことができないか、検討する必要があります。

一方では、高齢者のみの世帯が増加することで、高齢者が気軽に集まれる場が求められており、これらの課題を融合させることで、双方の課題に対する解決策につながることを期待されています。

さらに、誰もが気軽に訪れることができる公園や施設を整備することも、広い意味での福祉拠点の整備となります。誰もが利用しやすいという、ユニバーサルデザインの意識を取り入れた整備を進めていくことも重要です。

イ 施策の方向

住民	・ 隣近所や趣味を楽しむことのできるもの同士が、集い、語らうことのできる場を、積極的に持つよう心がけましょう。 ・ 近隣の公園や公共施設などを、交流や健康づくりに活用しましょう。
地域	・ 公民館の幅広い活用を図りましょう。 ・ 回覧板や地区の広報誌など、既存の媒体を効果的に活用し、多くの住民が参加できる機会をつくりましょう。 ・ 交流場所や機会、そこで活動する人材など、地域にある資源の現状を把握し、有効活用を進めることで、また、復活させることで、活動の活性化につなげましょう。
行政	・ 地域福祉の拠点となる総合福祉センター等の福祉施設の活用により、社会福祉協議会や民間福祉団体と連携した福祉サービスを提供するとともに積極的な活用を推進します。 ・ 各地区の民生委員児童委員及びボランティアが中心となり、歩いて行ける範囲の地区公民館等で高齢者が「お茶飲み会」などを通し、地域との交流が促進するよう、積極的に取り組みます。 ・ 公共施設や利用可能な空きスペースなどの活用について検討し、活動拠点の整備に努めます。 ・ 空き地・空き家を含めた民間の資源などを福祉活動の場として利用できるよう働きかけます。

ウ 懇談会の意見 「3－(1) 福祉活動拠点の整備」

【ひと】

- ・学校と地域の交流、若い人との交流、子育て世代等多世代間の交流でつながりをつくる
- ・大人も子供も楽しめる場所づくりや人集め・行事の開催

【知恵】

- ・地域で学童保育ができ、人が集まり、地域活性の拠点となるといい
- ・空き家を活用した地域拠点づくりがあるといい
- ・子ども・若い人・高齢者の合同サロンの開催

【復活】

- ・伝統行事等の伝承、食文化の継承
- ・お祭り、盆踊りによる集い

【実践】

- ・学校に地域住民が集まれる活動が必要、高齢者を招待する
- ・ラジオ体操を安否確認を兼ねて実施する
- ・サロンに近所の子どもを集めて話してみる

【創出】

- ・近所の絆をつくるような機会・場所として、放課後児童や生徒が活動できる場所や乳幼児の世話をお願いできる場があるといい
- ・障がいも持った人が日中過ごすことができる場所や福祉作業所づくり
- ・子育て中の若い世代が集う場所をつくる
- ・地域の子どもへの無料の学習援助
- ・交流によってNPOを立ち上げ、作り上げる

(2) ユニバーサルデザインのまちづくり

ア 現状と課題

住みなれた地域において、誰もが快適に、安全に生活していくために、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりが必要です。

山梨県では、公共的建築物について、『山梨県障害者幸住条例』に基づき、住民が利用する建築物の福祉的な配慮を推進し、既存の建築物も含めた中で、整備を進めています。

ユニバーサルデザインとは、できる限り、すべての人に利用しやすく、すべての人に配慮した環境、建物、施設、製品等を、はじめからデザインしていこうとするもので、大月市では大月駅周辺整備におけるユニバーサルデザインの取り組みをはじめとして、その取り組みを進めています。

子どもから高齢者、障がいのある人等、すべての人が安心して生活していくため、各地域の地理的条件や生活環境の現状を把握し、道路や施設に限らず、移動手段や設備面においても、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設整備への配慮が必要です。

イ 施策の方向

住民	- 市や地域等で行われるバリアフリーやユニバーサルデザインの学習の場に、積極的に参加しましょう。 - 身近な環境を点検し、段差や通行障害などに十分注意し、補修や改修に努めましょう。
地域	- 地域におけるバリアをチェックし、地域住民、学校、商店などと協働して改善を進めていきましょう。 - 事業者は自らの施設について、ユニバーサルデザイン化を推進しましょう。
行政	- ユニバーサルデザインに基づく施設整備を推進します。 『山梨県障害者幸住条例』に基づく福祉のまちづくりを推進します。 - 公共施設等特殊建築物のバリアフリー化に努め、高齢者や障がいのある人が暮らしやすいまちづくりを推進します。 - バリアフリーやユニバーサルデザインについての普及・啓発を行います。

ウ 懇談会の意見 「3－(2) ユニバーサルデザインのまちづくり」

【考え】

- ・住み慣れた所がいい、住みにくいから人がいない、人がいないと発展がない悪循環
- ・高齢者や障がいのある人などのハンディがある人が利用できるバス

【整備】

- ・加齢による老いはだれにでもあり、多くの人が住み慣れた地域で暮らし続けたい
- ・階段・トイレ等が高齢者配慮がない
- ・駅がバリアフリーであれば高齢者や障がいのある人の外出が楽になる

(3) 高齢者・障がいのある人等の交通手段の確保・充実

ア 現状と課題

高齢者や障がいのある人にとって、安心して外出や移動のできる交通環境への要望が強くあり、その環境が整備されることは、地域の全ての人にとっても安心できる環境と言えます。

現在、本市では高齢者や障がいがある人が、市内を運行する全ての路線バスに自由に乗車することができる“おでかけパス”を一部助成して交付しています。

高齢化、過疎化が懸念される本市では、閉じこもりから要介護状態へ進行することを防ぐためにも、外出を促すための対策は重要と言えます。そこで、公共交通機関への働きかけによる移動手段の確保に取り組んでいく必要があります。

しかし、外出には、交通量の多い環境や、交通事故への注意が必要です。

また、狭い道路などは、事故の危険性だけでなく、消防や救急といった緊急時への対応にも影響を及ぼしかねないため、道路整備についても、バリアフリーの視点で取り組んでいく必要があります。

イ 施策の方向

住民	- 生活道路の注意箇所については、近所と連携を密にして、情報の共有を図りましょう。 - 交通安全教室などに積極的に参加し、交通ルールを遵守しましょう。
地域	- 地域で道路危険箇所を点検する機会をつくり、交通安全指導員や警察などと連携し、地域住民に周知を図りましょう。 - 道路の清掃や整理、放置自転車など通行障害物の排除を、ボランティアを中心に行いましょう。 - 高齢者や障がいのある人の移送ニーズを把握し、地域の助けあいによる移送手段の確立を進めましょう。 - 大雪時に孤立することが予測される高齢者等の世帯への支援をしましょう。
行政	- 交通安全教室などの開催による指導・啓発を行うとともに、交通安全関係団体の活動を援助するなど、交通安全対策の充実を図り、交通事故の減少に努めます。 - 高齢者や児童・生徒などの日常生活における交通手段として欠かせない路線バスの利用を広く市民にPRし、さらなる利用を促進し、持続可能な生活交通の確保対策を検討します。 - 商工会等支援団体の活動を強化するとともに、経営者意識の高揚や経営相談の充実、研修機会の拡充などを図り、時代の変化に対応した個々の店舗の経営能力の向上や魅力ある商店のあり方を促進します。

ウ 懇談会の意見 「3－(3) 高齢者・障がいのある人等の交通手段の確保・充実」

【あるといい】

- ・コミュニティーバス等の交通手段の確保のシステムができればいい
- ・送迎ボランティア、小用を足してくれるボランティアがあるといい

【心もとない】

- ・車に乗せてあげたいが事故が心配
- ・バス本数が少ない

【買い物】

- ・買い物の足の問題、移動販売車や買い物ボランティア、野菜直売所がほしい
- ・地区で買い物ができる店が減っている

(4) 緊急時・災害時に備えた体制の整備（要援護者の支援）

ア 現状と課題

アンケート結果では、地域社会の役割は、突発的に発生する緊急事態や災害発生時に大切なこととして意識する割合が高くなっています。また、地域の範囲については、「隣近所」「組の単位」と捉える人が多くなっていることから、突発的な事態に対応できる範囲は、隣近所や組の単位であると考えられる人が多いと言えます。

突発的な状況に対応するためには、地域における要援護者などの日常的な情報把握や協力体制が重要になります。地震や気象状況がもたらす自然災害など大きな災害が発生した場合、地域が結束して救援活動を行っていかねばならないことが予測されます。

近年、プライバシー保護に過度に反応する人が増え、地域コミュニティの希薄化に拍車をかけていますが、このことにより、地域が協力して緊急事態に取り組んでいくことが阻まれ、災害要援護者を把握することが難しくなっています。

要援護者の情報などを地域住民が共有し、緊急事態や災害発生時に支援できる体制づくりが必要です。

また、高齢者をターゲットにした悪質な詐欺や強盗など、凶悪な犯罪も増加しており、住民の不安は増大しています。

日常的な防犯の意味を含めて、安全で、安心して生活できる体制を構築していくことが重要になっています。

イ 施策の方向

住民	・ 災害や犯罪から自分を守るために何が必要なのか、危険箇所・避難場所などを日頃から家族と話し合しましょう。 ・ 地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。 ・ 防災・防犯情報を共有し、緊急時に備えましょう。
地域	・ 自治会や民生委員児童委員等が中心になって、災害時に特別に配慮が必要となる人の把握に努めましょう。 ・ 緊急事態や災害発生時における地域の危険箇所・避難場所の把握に努めましょう。 ・ 防災の知識普及のため、高齢者や障がいのある人、若者が参加できる防災訓練のあり方を検討しましょう。 ・ 不審者の進入防止や子どもの安全、ひとり暮らしの高齢者の救急等の対応策として、地域で見守りのための活動を進めましょう。
行政	・ 防災訓練の実施や、地域ごとの自主的な防犯活動を支援します。 ・ 要援護者の把握と情報の適切な管理に努めます。 ・ 災害時要援護者支援事業¹⁶をはじめ、要援護者の支援体制の強化を進めます。 ・ 大月市地域防災計画に基づいて関係機関との連携を密にし、被災時の実効性を確保します。 ・ 地域の実情に即した自主防災組織の育成を支援します。 ・ 情報伝達手段の拡充に努めます。

¹⁶ 災害時要援護者支援事業：災害時に避難支援が必要な人（要援護者）を事前に把握するとともに、一人ひとりについて、連絡体制・避難場所・避難方法などを整理した「避難支援プラン」を作成し、災害時に地域で助け合いながら要援護者の避難を支援するもの。

ウ 懇談会の意見 「3－(4) 緊急時・災害時に備えた体制の整備（要援護者の支援）」

【気がかり】

- ・ 災害時の要援護者への支援
- ・ 消防団員が少ないことや、仕事の都合で働く世代が地域に不在で有事対応が困難な状況に不安がある

【ちから】

- ・ 地域防災の要となる組織で、要援護者支援の役割を決めることが必要
- ・ 昼間の地域にいるのは子どもと高齢者であり、中学生は大きな防災の力である
- ・ 自主防災運動の実施、災害を想定したマップづくり

第5 計画の推進にむけて

1 協働による計画の推進

地域福祉は、そこに居住する住民が中心となって推進していくものであるため、一人でも多くの住民に理解と参加、協力を求めていくことが必要不可欠であり、より多くの住民に本計画を知ってもらう必要があります。

そのため、定期的に発行する広報「おおつき」や市のホームページ、計画の概要版の配布など、様々な広報媒体を通じて、本計画自体の周知を図るとともに、地区組織や民生委員児童委員などに、具体的な取り組み内容等を紹介しながら、計画内容の理解と協力を求めていきます。

さらに、本計画を推進していくために、地域住民、地域組織、福祉サービス提供事業者、大月市社会福祉協議会、行政等が、計画で位置づけられたそれぞれの取り組みを認識して、施策を展開する中で、連携し、協働して進めていきます。

2 計画の進行管理・評価

本計画の取り組みを効果的に展開していくため、各施策の方向についての進捗状況をチェックする評価・管理体制の確立が必要となります。

この計画は、福祉保健部門についての個別・分野別計画や対象者ごとの個別施策についての地域福祉の視点、地域福祉を推進する上での共通する理念・方針を明らかにし、その推進方向と具体的推進施策等を定めるものであります。そのため、その評価と進行管理について、福祉保健部内に評価・進行管理を行うための会議を設置するものとします。

大 月 市
第 2 次
地 域 福 祉 計 画

平成 25 年 2 月

大 月 市

福祉保健部 福祉課

〒 4 0 1 - 8 6 0 1

山梨県大月市大月二丁目 6 - 2 0

T E L 0 5 5 4 - 2 3 - 8 0 3 0

F A X 0 5 5 4 - 2 2 - 6 4 2 2

[http:// www.city.otsuki.yamanashi.jp](http://www.city.otsuki.yamanashi.jp)

E-mail : fukushi-19206@city.otsuki.lg.jp